

刑政

刑務協會發行

第九號 第六拾卷

大正十二年九月二十日發行

刑政前號目次

現代と刑政……

卷頭 頭 言

怠惰の科學的考察……

豊多摩刑務所長

寺崎勝治

行刑學の研究……

文學

七 佐々木英夫

行刑に於ける改過遷善主義を排す……

教誨師

西 部 利 惠

受刑者と胃酸に就いて……

保健助手

新 海 鐵 義

懲罰法改良の反響を聞きて……

教 誨 師

藤 木 法 林

少年法の根本問題……

司法省參事官

大 原 昇

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始……

教 誨 師

小 笠 原 覺 雄

疾患と犯罪……

野 尻 生

勤勞の跡……

地震と噴火の話……

東京帝國大學
教授理學博士

大 森 房 吉

行刑統計……

叙任——勅令通牒——彙報——會報



刑務官諸君の死に力訴ふ

空前の大地震に加ふるに未曾有の祝融が加つて帝都や隣接の諸縣は慘狀筆紙に盡せぬ有様となつた。茲に吾が東京四刑務所及び横濱浦和の二ヶ所も亦此の災害の渦中に捲き込まれて帝都には數百名の受刑者が逃走して哀れにも避難しつゝある百數十萬の人民を襲はんとして居るとの怖ろしき流言蜚語が起つた。

されど吾が刑務官諸君は己が不幸や家庭の慘事をもかへりみず死力を盡して逃走防護に當つた。幸なる哉曩の流言蜚語は竟に流言蜚語に終つた。而して有力なる帝都の新聞は刑務官の偉大なる努力をたゞへ一名の逃走者なきことを深く深く心から賞揚した。

嗚呼名譽なる吾が刑務官諸君よ、吾々は今日までに此の偉大なる名譽を贏ち得た、されど此の努力は未だ長かるべきを思ふ、今日の此の名譽を一層陸離たるものあらしむる爲め更に最善の努力を盡し哀れなる災害者百數十萬に安心を得せしめようではないか。

刑務官諸君よ、時は來れり日常の吾々の主張や研鑽を現はすは今日である、努めようではないか。

刑 政 第參拾六卷第九號目次

刑務官諸君の死力に訴ふ……………卷 頭 頁(一)

刑務所作業と自由營業との競業に就いて……………東京控訴院 檢 事 森 山 武 市 郎(四)

弱年受刑者の處遇……………豊多摩刑務所長 寺 崎 勝 治(一八)

少年刑務所に於ける教務の考察……………教 誨 師 吉 留 義 憲(二三)

法治に就いて……………司 法 大 臣 平 沼 騏 一 郎(三〇)

北米合衆國マサチューセツツ州觀察制度……………(三五)

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始……………教 誨 師 小 笠 原 覺 雄(四〇)

獨居拘禁の價值判斷に即して……………K T 生(四)

研究と感激……………教 誨 師 刈 屋 老 龜(四)

密偵に就いて……………西 大 門 村 田 晚 峰(五)

海外時報……………(二五)

常識の泉……………(五)

行刑統計……………(空)

叙任—訓令通牒……………(空)

彙 報

會 報

□第十一回釋放者保護事業講習會延期

□刑務教誨練習所休講

□震災概況

□松井和義氏常務理事に就任

□第十五回刑務官練習所開始

□本會階上貸與

□刑務所巡回映寫

刑務所作業と自由營業との競業に就て

森 山 武 市 郎

自由刑の執行に對して作業を連結することは、すでに三百年以來各文化國に於ける刑罰制度を支配して居る原則である。……「秩序ある刑務所作業の強制は、自由刑執行の要諦である。右作業強制ありて初めて自由刑存し、右作業強制なくば自由刑存せない」……これかの刑法界の權威であつた「フオン、リスト教授」が喝破せられた言である。さらに最近獨逸が生むだ監獄學の泰斗として令名あつたあの「クリーグスマン教授」は「刑の執行の問題は即ち刑務所作業の問題である」と明斷して居られる。刑務所作業にかゝる重要な職分の存することを思ふ我々は、同時にまたそこに、いろいろな至難な問題が伏在して居ることを知らねばならぬ。

私は在獨中いろいろな刑務所を參觀して同國における刑務所作業の實相に觸れて見た。そしていま更の様に刑務所作

業の問題が、いたつて困難な、しかし興味深い研究の對象たることを考へさせられたと同時に、所謂刑務所作業と自由營業との競業の問題が同國に於ける刑務所作業の問題の殆んど全部をなして居るといつてよい位重要なものであることを知つた。同國における右競業批難がいかにか力強く主張して居られるかは左の一話により明かに認むることが出来る。

『或監獄官吏は吾人に訴へた。若し吾々が競業批難の聲に重きを置くとときは終には刑務所においてなすべき作業ないことにならう。吾々は最近において多くの刑務所作業を廢した。刑務所作業としてもつとも適好である仕立職までも廢止するの已むなきに立至つた。この作業の代りとして吾々は「籠編み」を開始したが、數日ならずして競争により兩眼を失ひたる者來り、右の如き作業は吾人の生活を脅威するものなりと訴へた、吾々この長い經驗によるに、刑務所に於いて新なる作業を開始せんか忽ち競業の批難を聞き手も足も出でざるに立至るのである』

さらに毎期の帝國議會並に各聯邦會議において、右競業の問題は必ず議事としてあらわれるのである。私は獨逸における刑務所作業と自由營業との間の競業について左に簡單に述べて見たいと思ふのである。

二

獨逸における刑務所作業の經營は官營並に民間請負の二方式を併用し、かつ手工業を主として居るのである。右競業批難の聲は、右官營並に民間請負のいづれに對しても起されるのであるが、主として民間請負に對してなされるのである。即ち右に所謂競業を一般的に肯定する論者の主張によれば、民間請負は他の一般的自由營業を著しく壓迫する。蓋し刑務所の製品は粗悪であり、その製品並に賃銀は不當に低廉であり延いては一般の生産關係を紊すといふに存する。刑務所作業の賃銀が一般の自由營業のそれに比し低廉なることは争はれない。獨逸においては各刑務所において賃率表を作成し囚人に賦すべき作業種目、賃銀一日の作業科程並に之に對する作業賞與金を定むる。もし注文者をし

て賃銀を支拂はしむる場合においては、自由營業における當該種目の作業に従事する労働者の賃銀を參酌するのであるが、囚人の作業は普通の労働者に比し拙劣であり、かつ作業器具や原料を不當に損壞されること多くなほ注文者において監獄法上種々なる義務を負担して居るので勢ひ自由労働者に比し囚人の賃銀が低廉となる結果を生ずる。右囚人の賃銀は普通労働者のそれに比し約五十パーセントから八十パーセントの間を上下して居つた。しかし右比率は戦前に於けることで、革命以後における經濟界の變調は對外爲替相場の變動、物價奔騰を來し従つて一般労働者の賃銀を昂騰したのである。しかも右の奔騰は驚くべく急激で日々變化するのである。例へば労働者の賃銀の標準となるべき『労働規範契約』の有効期間が戦前において五ヶ年間なりしに拘らず現今においては約一週間の有効期間に過ぎない。之れに反し刑務所の賃銀は一ヶ年間有効の原則を採つて來たので、自然兩者間の賃銀の相違も甚しくなり一九二二年末においては普通労働者一時間の賃銀が囚人一日の賃銀に比すべく、甚しきに至つては、三日の賃銀に相當する結果となつたのである。

理論として刑務所作業と自由營業との間にその賃銀の比較權衡を得せしむべく、また各種の行刑法においてその旨を規定するものがあるが、こは前に述べた様に理論上不當なばかりでなく、實際上實行不能である。蓋し先年『フランス』にらびに獨逸において兩者の間に賃銀の同一を圖らむことを企て刑務所の作業を個品賃銀とし新聞廣告等による申込の誘引を試みたことがあつたが何等效果なく遂には刑務所にてなすべき作業の缺亡を來したことがある。

さらに製品粗悪にして不當に低廉、従つて市場を棄すとの批難は一應當つて居る。即ち作業に熟練せずまたは作業に對し誠意を有せずとの囚人の主觀的事由と請負人の供與する粗悪なる原料とが兩々相俟つて製品の粗悪なる結果を來すのであるが、この爲めに論者の主張は必ずしも正當と云ふことが出来ない。蓋し自由營業にありても徒弟作業の場合も恰も右に述べた様な粗悪な製品を生ずるのみならず、刑務所作業の生産率はあとに述ぶる諸多の原因によつて自由營業

の生産率に比し極めて少量であるので刑務所の製品はその間に消失し去つて何等影を止めない。さらに論者の主張する刑務所製品による市場關係の擾亂はこれ刑務所作業のみにその責を負はすことは無理である。すなはち粗悪なる製品はその價格低くしかも往々精製品と何等優劣なき效果存することがあるので、世人は争つて之れを需用した結果利を見るに敏なる一般營業者はことさらに粗悪なる材料に加工して市場に搬出したる結果右の如き品が市場に現はることとなつたので、之れを以て刑務所作業の責に歸すること能はぬのである。

要するに不正競業に對する批難はいづれも當らぬのであるが左に他の理由により、自由營業と刑務所作業とは一般的に競業を來すものでないことを辯證して見よう。

三

その一は兩者間に有する作業方法の差異である。すなはち刑務所において原則として器械工業を排斥して手工業を採用して居る事實である。刑務所門外における工學上の進歩の阻止である。これは刑務所作業の發達せざる客觀的原因と云へよう。

およそ刑事政策の立場から刑務所作業を看るとき吾々は如何なる作業方法を取るべきかとの問題に達着する。即ち器械的作業を主とすべきや將又手工業に倚るべきやの問題である。『ゲンナート氏』は明快に器械工業を探ることの不可を説いて、手工に依ることは刑務所作業の要諦であると述べ舊來の學說また右とその歩を同うし、立法中その旨を明記するものもある。その理由とするところは大工場は犯罪醸成所たる觀があるので、囚人に對しては手工を修習せしめ以て單獨にその生活源泉を得せしむとともに危険なる工場地帯に近づくことを避けしむべきである。さらに器械工業の採用は自由營業を著しく壓迫するを以て刑務所作業の國民經濟的商量上不可なりと云ふにある。一理は存するが自分は手工

業説に賛成すること出来ない。左に簡単に述べて見よう。

まづ論者は手工の修習により容易に生活の根柢を造り得べき旨主張して居るが、元來囚人は一般人に比し精神または肉體的の缺陷あるものが多いので、その根本において一定の手工に達成し得ざるものがある。かりに然らずとするも短期に定期収入を得べき程度の上達をなすことは不能で、その間においては只單に手工に關する徒弟たるに過ぎず従つて出監後直に衣食に窮し再び犯行を重ねるに至るのである。『ヘルツ氏』が手工を主とする刑務所は無数の補靴工を作るにあらざれば縁村専門の指物屋を製すと云ひたるは穿ち得て妙である。ことに同氏の叙ぶるところに依れば『モーレン』における糧食給與所の二十萬八千三百五十八名の求食者中その六三、四パーセントは手工業者、工業的補助労働者であり、『ウィーン』の無宿者避難所在住者の一七、六パーセントまた然りと云ふことである。かくの如く一の糧食供與所より他の供與所へと轉々する間に於いて不良の徒と交を結びまたは貧民犯罪團に陥るのである。もし夫れ囚人にして器械作業に従はんか、その習熟は頗る容易なるのみならず、之れに習熟せんか放免後忽ち就職口存すべく再び犯行を重ねる虞ないのである。況んや各國の統計に照すにその統計に顯はれたるところは『ゲンナート氏』の主張に相反するにおいておやである。

理論上は右の如く器械工業説を正當とし獨逸における行刑當局者も時勢の進運に伴ひ器械工業を採る意思があるのであるが、なにして各刑務所の構造の變更その他巨額の費用を要するし、かつ競業批難論に警戒する結果依然として舊式な手工業に甘んじて居る、従つてその生産率のあがらざること勿論で、一般營業における器械工業による生産と相競ひ得ること明かである。

四

その二は従業人員の差異である。すなはち刑務所作業と自由營業との間に存する主觀的差異の一である。いま『プロイセン』の千九百七年における兩作業に従ふ人員の差を見るに、(一)指物職にありて自由人七萬九千三百八十六人に對し、囚人僅に三百九十人、(二)靴工にありては自由人二十萬七千七十九人に對し、囚人四百一人、(三)籠編等にありて自由人一萬八千五百三十九人に對し、囚人百二十人の割合である。即ち(一)は千分の五、(二)は千分の二、また(三)にありては千分の七に當るのである。さらに之れを他の外國について見れば、(一)『フランス』において自由労働者八百五十人に對し囚人一人、(二)『ベルギー』においては千人に對し囚人二人、(三)『スウェーデン』にありては右『ベルギー』と略々同一である。この表に接すれば何人と雖も自由營業者と囚人との數の甚しきに愕き概括的に見て到底競業の餘地ないことを肯定するであらうと思ふ。

その三は従業者の本性を異にして居ることである。即ち先天的並に後天的に性行上存する差異である。囚人は本來社會適應性を有せないものである。即ち原則として労働技能、労働意慾並に労働喜悅を有せざるものである。その内容は雖然として、或は殺人強盜または詐欺を事とするものあり、又は密淫賣の媒介者醜業婦あり、都會より來れるあり田園より來れるあり。教育あるもの、眼に一丁字なきもの雖然混然として統一ない集團である。之れに反し自由營業の場合には資本家において多數の志望者中より閑歴性行等において卓越した者を雇傭するのである。すなはち刑務所對囚人の關係と傭主對被傭人の關係は全然その趣を異にするのである。

五

その四は作業に對する教養程度を異にする點である。この點を細分すると入監當時において作業適格を有したるや否や、さらに賦せられた作業に對して素養ありや否やに區別される。

まづ入監前における囚人の職業によつて入監當時の囚人の一般的作業適格の有無を見るため、一寸ここに『オースタリー』の一九〇四、五年の刑事統計を援用する。右統計によると(百人につき)

入監前の職業		男	女
(一) 獨立の農夫		二、四	三、一
(二) 農事労働者		九、一	七、八
(三) 鑛夫		一、一	一
(四) 獨立商業者		一、一	〇、九
(五) 右使用人		四、三	一
(六) 右労働者		五、六	三、五
(七) 工業業主		一、一	〇、一
(八) 工業的職工、徒弟		二五、六	〇、九
(九) 使丁		四、五	二四、四
(十) 日雇		三七、四	二四、四
(十一) 無職		六、四	三四、一

である。農業、實業並に工業を營むで居るものもつとも少數で、日雇並に工業的職工もつとも多く、女囚にしてもつとも多きは下婢にして、一定の職業を有せざる女囚の多くは何等職業の選擇をも、また職業に必要な教養をも受ける間においてその両親のもとより直接に收監せられたものである。右の統計を基礎として之れを看るときは、まづ獨立並に非獨立の農工、商業に従事したるものを所謂作業適格者とし、使丁、日雇並に一定の職業を有せざる者を作任適

格を有せざるものとして前者に屬するもの……男五〇、三、女一六、三、後者に屬するもの……男四八、四、女八二、九、の百分比率の結果を得るものである。

次に賦せられた作業につき教養ありやを看るには簡單に獨逸における囚人に對する作業賦課の標準を窺はねばならぬ。獨逸における實際を看るに刑務所長において刑務所作業賦課の目的よりして囚人の從來行ひ來た作業若くは之れに類似した作業を賦課するに眼めては居るが刑務所に設施された作業種目は特定し居りその變更は財政上その他の關係からして至難であり、かつ製品販賣のことをも顧慮せねばならぬので各囚人の適格に相應する作業の賦課の如きは絶對に不可能である。ことに囚人を最悪なる生産機關と見、之れに對する作業賦課の種目の如きは右と云ひ左と稱するも大差なしとなし、また場合によつては囚人のなすべき作業も欠缺するし、さらに遊惰にして素行不良なる囚人に對しては作業はたゞ單に懲戒または威嚇の手段に過ぎざるものと見る場合もあるので、囚人にして從來従事したる作業に従ひ得るもの僅に九パーセントに過ぎない。しかも囚人の在監期間は一ケ年以下を通例とする故その間に熟練職工たり得るともまた不可能なりと云はねばならぬ。かの『アシャツフエンブルグ氏』の云つた囚人の二十パーセントは在監中に一定の作業を修習して以て放免後における生活の基礎となし得る旨の主張は寧ろ樂觀に失した感がある。

右に述べた様に自由營業者またはその被備人と囚人との間にその作業に對する遙かな徑庭がある。即ち一はその業務に對する十分なる素養があるに係らず、他は殆んどないのである。このことはその作業能率に及ぼす影響頗る大なりと云はねばならぬ。

六

次は兩者間に存する作業意慾に關する著しい差異である。在監者の作業能率はその身體的健康の如何よりも寧ろその刑務所作業と自由營業との職業に就て

作業意慾に係るものである。「チューリンゲン」において「在監者の希望に反して作業の賦をなすには該賦課により在監者に對する刑の執行が不當に峻厳とならざる場合にのみ限るものとす」と規定したのも上記の趣旨によるものである。いま自由營業に當る者と囚人との作業意慾を比較するとその間容換の差が存する。僱主と労働者との間は契約關係すなはち雇傭契約關係なるに反し刑務所と囚人との間には權力關係すなはち命令服従の關係である。労働契約の内容にして仕上高契約なるときにおいては労働者は多額の反對給付を得んが爲めにその數量を昂上せしめんと努むべく、もし期間を以てその報酬を定めたる場合においては、一面昇給を圖り他面解雇を避けんが爲め前同様努力するのであるが、之れに反し囚人においてはその作業刺激原因たるべき報酬(作業賞與金)は甚だ少なく(現今の獨逸においては反對給付なしと云ふを寧ろ正當である)さらにその作業の成績如何に係らず衣食の供與を受くべく、一定の作業課程を果さざる場合に受くべき懲罰の如きは、普通労働者が解雇せられてその妻子を路頭に迷はしむるの悲惨と同日の談でないのである。

七

次に自由營業と刑務所作業との間に存する従業者の年齢を異にする。凡そ總ての年齢の團體が同一様なる程度において生産課程に参加し得ざるとは明かなことである。生産的適格は十分なる行爲かその身體並に精神上の力に可能なるところの年齢の團體によりて著しい影響を蒙るものである故生産的行爲に對する年齢的階級の重要またこの點に存するのである。幼年並に老年は生産的行爲に對して中年者に比し重要な地位を占めないのである。

いまこの點につき一九〇五年における統計を見ると囚人百人につき、(一)男……一四〇才一六才……四人、一六才一八才……一四人、二〇才一三〇才……四五、五、三〇才一四〇才……二二、〇、四〇才一五〇才……一、三、五〇才一六〇才……四、六、以上……二、三、〇才……一四才一六才……一、三、一六才一八才……九、五、二〇才一三〇才……三九、二、三〇

一四〇才……二、三、一、四〇才一五〇才……一六、〇、五〇才一六〇才……七、七、以上……三、二である。右統計により年齢において十分の適格を有する十六才から五十才までを除外し幼年並に老年の比を見るに千八百八十二年より同八十五年において九・六%にして千九百五年において七・九%である。即ちこれだけはその作業能率は十分ならざるものである。女囚のこの率は右に比しなほ高い。さらに一應作業能力十分なりと認むべき中年の年齢階級についてこれを見るにその理解力並に順應適格は長き刑罰の拘禁により著しく減じたものと見ねばならぬ。これ自由労働者に比し著しく劣れる原因の一である。

八

健康状態の差異もまた兩者の能率比較につき看過する能はざる現象である。囚人の健康状態については、入監當時と入監後とに區別して視ることを要する。

いま統計によりオーストラリアの千九百五年に於ける囚人入監當時に於ける健康状態を見るに、男囚についてはその $\frac{1}{10}$ は健康體、 $\frac{1}{10}$ は不完全健康體、 $\frac{1}{10}$ は全然作業無能力者である。之れにまして女囚は不健康體多く、その $\frac{1}{10}$ は不全健康體、 $\frac{1}{10}$ は全然作業能力を有せざるものである。

さらに刑務所内に於ける生活がいかに囚人の健康を害し延いては作業適格に影響を及ぼすかは刑務所内に於ける多数の疾病並に死亡率に照し明かである。即ち千九百四年の統計に於いて數回疾病に罹りたるもの百分の二十五、五(一九〇五年二六、二)死亡百分の一、九(一九〇五年三、一)と居る。これにより推斷し得るが如く囚人にして十分なる作業能力を有するものは最高百分の六十五より七十パーセントに過ぎない状態にある。

なほ囚人にして入監前精神的作業に従事したるものに對しては之れに適する手工的作業劣しく假りにありたりとするもこれ等のものは一定の手工業を習熟すべき期間を監せざるを常とするが故に競業の問題とならない。さらに囚人に對して勞働時間喪失の機會が非常に多いことも忘れてはならぬ。この原因は囚人に對する教誨並に教育、禁足並に刑務所官吏との間に於ける必要なる交通等である。

九

以上によりて獨逸に於ける自由營業と刑務所作業との競業につき積消二説の論旨を簡單に説明した。これにより明かなるが如く右兩者間には總括的競業の可能性が絶對にないと思ふ。尠くとも獨逸に於いてはそう論斷し得ると思ふのである。注意すべきは右兩者間に部分的競業の生ずる虞ある一事である。即ち刑務所が小都會または村落等に存する場合に於いて、右刑務所々在地との間に競業の發生が肯定せらるゝのである。ことに刑務所所在地に於ける手工業、家內的作業に對する影響は時により甚だしいものがある。

右の如く一般的に見て刑務所作業と自由營業との間に競業を生ずる感ないのであるが、本問題は從來獨逸に於いて屢々政争の具に供せらるゝのみならず、殊に革命以後に於いて社會民主黨その他極左黨に於いて囚人に對する八時間作業の原則の勵行、一般勞働者の失職防止等のため本問題を重要視するに至り爲めに當局に於いても頗る慎重の態度を以て之れに臨まねばならぬ地位にあるのである。左に過去並に現在に於いて獨逸政府がとつた所謂不正競業防遏方法につき左に一言したい。

十

その第一は民間請負の遞減である。不正競業論の焦點は當然民間請負に向けらるゝが故に當局に於いて逐年之れを減じつゝある。千八百七十年に刑務所作業の百分の七十二強であつた民間請負が千八百九十五年には一躍百分の四十九強に激減し、千九百八年にはさらに百分の二十弱まで減少した。之れに逆比例して官營作業の比率の遞増したことは云ふまでもない。官營作業經營は刑務所作業の原始的形式であり一時殆んど死滅の域に彷徨したが、最近に至り「ヘルツ」氏などは刑務所作業を全部官營にしかつ大企業にせよと叫びて居る。

第二は監外作業の増加である。監外作業の對象となるべき作業には常に勞働力の需求が旺んなので刑務所に於いてその囚人の勞働力をこれに注ぐも敢て一般勞働者の利益を害する虞ないと云ふのである。獨逸に於いては最近短期自由刑に對する監外作業を認むべしとの論が盛んである。

第三は成るべく多くの注文者に對して囚人の勞働力の貸與をなすことである。この點は行刑に關する多くの法令の明記するところである。

第四は刑務所作業の細分化である。以て或る特定の作業の生産が同種の自由營業を著しく壓迫することなからんことを期するにある。

刑務所作業の細分化は刑事政策から見るときは適好な措置であるが、刑務所作業の經濟的要求に適合せない蓋し作業の能率を著しく破壊するからである。獨逸に於ける各監獄の作業数はその大小廣狹によりそれぞれ異なるが大刑務所(約三百名以上を收容するもの)にて十五種より三十五六種に至る。

第四は器械的工業の制限である。以て生産率の膨大を防遏せんとするにある。この方法が近代作業の要求に適合せざるは明かである。

次は各個人より個々の注文を受けないことである。これについて「プロイセン」では一九一一年一月二十一日の司法大

臣の訓令がある。すなはち「検事長は私人營業の利益を保護するため個々の私人より注文ありたる手工業をその管下の刑務所に於いて受けることを禁ず」と、目下獨逸における監獄法の泰斗「クライン氏」は右訓令の趣旨に賛した二三の例外を認むる要あることを叙べて居られる。

十一

思ふに獨逸における刑務所作業の經營は官營を主とし民間請負を従とし、手工業を主とし器械的工業を従とし、依然として單獨拘禁優先の理論に忠實である。しかし愚見によれば當局に於いて、刑務所作業と自由營業との競業に留意するあまりその作業は萎縮して何等活氣なく、所謂刑務所作業の財政的方面は全く不成功に終はり、延いては該作業の刑事政策的方面をも破壊されんとしつゝあるに非らざるかを危むのである。

從來同國は權利思想のあまねく行き互れる結果として己れの法的貨物の侵害に對して一步も假借せない風がある。これ從來同國に於いて常に不正競業の喧々囂々と唱へられた所以であつた。しかるに千九百十八年に至り一度革命成るやその政府は労働者階級の基礎に立ちため、労働團體の勢威隆々たるものあり、労働團體はその本来の綱領の實行をなさんとする外騎虎の勢を以てその範疇を逸失したる事象に對しても干渉するに至つたのである。刑務所作業についても彼等は深く留意し議會に於いて猛烈なる論議をなすを常とする。即ち千九百十八年十一月十五日僱主團體と被僱人の職業組合との間の協定により毎日の正規労働時間の最大限度を八時間と定め、政府に於いて之れに關する法令を公布するや、労働團體はさらに政府に迫つて刑務所作業時間を自由労働と同一にせしめた。さらに千九百二十年にいたり、世界戰役並に革命にもとづき獨逸經濟界が混亂に陥り失職者續出するや、労働團體は政府に建議して刑務所に於ける作業時

間短縮の勵行、作業種目の制限ことに監外作業の一時的停止をなさしめ、千九百二十一年に至り馬克下落に伴ひ輸出増し労働力の需用順に嵩まるや、右作業の制限はもはや之れを要せざる旨建議したが如きそれである。かくの如く獨逸においては刑務所作業につき労働團體その他政黨の意嚮を深く顧みるを要する地位にあるのである。

要するに刑務所作業と自由營業との間の一般の競業の問題は純理上その發生を否定すべきものであるが、政策的見地より見るときは行刑上もつとも注意すべき事項に屬する。整査を以てなつて居る獨逸刑務所作業の萎縮して振はざる、皆その基をこゝに發して居るのである。人民の權利思想の發達ことに労働者階級の進歩につれ、何れの國に於いても早晩この問題に達する運命を持つて居るのである。行刑の局に當るものはよろしくこの問題につき三思するところがなければならぬ。

論争受所答の論張 (第一)

弱年受刑者の處遇 (其一)

寺崎 勝治

一 立法の形式

弱年受刑者の處遇を定めるには一般刑法規中に其の規定を置くのが至當であらうか。或は單行法規を制定するのが穩當であらうかと云ふ問題は立法技術上の事項であつて此處遇に關して大なる影響はないと思ふ。唯容易に改廢の出来る法規でないと思ふからして、此の不便を避けた方がよいと思ふ。

二 拘禁所の名稱

弱年受刑者拘禁所の名稱を矯正所とするを可とするものあり、教養所とするを可とするものあり、少年刑務所とするを可とするものもあるけれども、矯正所も教養所も何だか可笑しいから、少年刑務所と稱する方が宜からうと思ふ。

三 受刑者の年齢

【一】 弱年受刑者と云ふのは何歳から何歳までのものを指稱するかと云ふ問題である。最低の年齢は刑事責任年齢と云ふ關係からして自ら制限されるが、最高年齢は二十歳にする方が良いか、二十三歳にする方が良いか研究を要する事項

である。併しながら教養を標準とするから、弱年受刑者を教養するに付き、最も適當なる年齢と云ふことに歸著するのである。

【二】 弱年受刑者を十八歳未満と二十歳未満とに大別する必要があるかどうか一考しなければならぬ。現行法制から見れば十八歳未満のものは少年法を適用して、其の多くは矯正處分に付するからして、該法を適用して少年刑務所へ拘禁するものは極めて僅少であるけれども、併しながら此等の受刑者のあることは明である。従つて二十歳未満と區別して取扱を爲すべきや否やを決定するの必要がある。

【三】 十八歳以上であるけれども、身體精神の狀況が十八歳以下に相當するものと認められるものは十八歳未満の受刑者に準じて處遇するを至當と思はれる。

【四】 二十歳未満の受刑者を拘禁するものとし之れを原則としても其の例外を認める必要が起る。即ち滿二十歳に達した場合は未だ殘刑があれば直ちに普通刑務所へ移して其の執行をしなければならぬ。此の不便を避けるには滿二十三歳迄拘禁の繼續を許容するを至當と思ふ。

斯の如く區別しなければならぬのは兒童の身體精神の研究を根柢としたものである。其の根柢は大略左の如くである。

【第一 嬰兒期】 此の時期は一歳から三歳位であつて、本能的模倣的生活を營むのみである。けれども、三歳に至れば日常の言語を理解し、且つ之れを使用することが出来る。

【第二 兒童期】 此時期は幼兒期と兒童期に分けるものもあるが、三歳から十二歳位を指したものである。三歳から六歳まで即ち幼兒期に於ても遊戯中心であつて最も興味を有し、盛に質問を爲すのである。六歳から十二歳までは就學期にして、空想的想像起り歴史談冒險談を好む傾向を生ずるのである。

【第三 青年期】此の時期は十二歳から十八歳迄を青年前期と云ひ、十八歳から二十歳迄を青年後期と名けるのである。而して二十四歳を以て發育停止期として居るのである。此の期に於ては自己意識の強きこと、感情生活の動搖異性感情等其の特徴である。

叙上の根據に基き十八歳未滿、即ち青年前期の受刑者を一團とし十八歳から二十歳又は二十三歳までを一團として取扱ふを以て利便と認める。即ち前者は發育期にして後者は發育の整頓若くは停止期に屬する受刑者である。

四 拘禁地域

裁判所に裁判管轄あるが如く刑務所には場所的限界即ち拘禁區域がある。而して其の地域を一定するに當り裁判管轄を標準として其の管轄内の裁判所に於て宣告された受刑者を集禁するの一方法である。人情風俗を同じくする地方の受刑者を集禁するの一方法である。吾々は受刑者の教養取扱等から考察して收容所を中心として之れに近接する地方の受刑者を收容するのが最も利便であらうと信ずる。

五 拘禁の人員

拘禁人員を定めるに就いて一定の標準はないが、弱年受刑者の總人員から見なければならぬし、拘禁所の管轄上の便否から見なければならぬ、それで定員を限定しないで三四百人とした方が良からうと思ふ。

女子に就いては獨立の收容所を設けるだけの人員がないからして、成年の女子受刑者の收容所に附設するのが適當であらう。將來其の必要が起つたならば弱年女子收容所を設けることにした方が良いと思ふ。

六 拘禁所の設備

弱年受刑者を拘禁する設備に就いては普通刑務所に附設するものもあり、また獨立の刑務所を設置するものもあるけれども獨立の専門的に管理するを至當と思ふ。

七 取扱者の心得

弱年受刑者取扱に就いては刑務教育の目的に背反しないやうに心掛けなければならぬ、殊に下の事項に特別なる注意を要するものと思ふ。

【一】法律命令の精神を説明して之れを遵守せしむべく訓練しなければならぬ。法律命令はそれ／＼存在の理由があるから立法の精神、存在の理由を十分に釋明して自覺的に服従するやうに、心から遵守するやうにしなければならぬ。

【二】言語動作の訓練をしなければならぬ。言語動作は物靜かにして丁寧上品でなければならぬ。若し取扱者の言動が荒々しかったり、親切丁寧を缺いたり、或は野卑であつたならば教育者たる官吏が左様であつたならば被教育者たる受刑者は決して靜かに上品に丁寧にはならない。

彼等は釋放後、或は會社員となり、或は雇人となり、或は商人となり、或は工業家となつて他人に向つて交渉したり、談判したり、取引したりする場合に言語動作が社會生活の一條件になるからして拘禁生活中に於ても十分訓練しなければならぬ。それから彼等の性質境遇に適應するやうに腹の中に立入懇談し、嘯み碎いて説話し、心情に徹底させなければならぬ。

【三】取扱者は受刑者に對して既往の罪惡—過去の暗黒を捨て、將來の光明に活かしめ、善行を積み、人類社會のために貢獻させるやうに善導しなければならぬ。

【四】受刑者をして教へて呉れる人、助けて呉れる人、相談に乗つて呉れる人と云ふ考を持たせるやうに仕向けねばならぬ。

【五】弱年受刑者中に病者、低能者が多いから、此の缺陷があるかないかに注意を拂はねばならぬ。

【六】受刑者の長所と缺點とを詳細に視察して、長所を助長して缺點を補導するに心掛けなければならぬ。
 【七】懲罰事犯に就いては先づ寛大に評價すべきものであるか、嚴格なる評價を爲すべきものであるかを定めなければならぬ。それから取扱者其の人が誘起したものであるかどうか。處遇規則の缺點から生じたものであるかどうかを調べなければならぬ。事犯に對して罰すると云ふ場合には尙ほ注意しなければならぬことがある。それは弱年受刑者が受刑以後家庭に於て減食、冷遇、打擲に慣れて居るから罰を重くしなければならぬ。罰して効力がなければ更に重く罰しなければならぬ。さうすると受刑者は「より」強く辛抱する氣になり、反抗の力を出すからして改善のために罰することや反省のために科する罰が其の意義を失ふ。故に出来るならば降級か減點をするのが最良の罰であると云ふことを考へて貰ひたいのである。

八 處遇の方法

【一、分類】

受刑者を彙別分類するに一定の標準がない。從來採用された分類は

(イ)、初犯累犯を標準とするもの

(ロ)、墮落の程度を標準とするもの

(ハ)、年齢を標準とするもの

(ニ)、罪名を標準とするもの

(ホ)、二分類のもの

(ヘ)、三分類のもの

があるけれども細別すれば繁雜であつて不便である。粗大なれば分類其の意義を失ふからして、年齢性を標準として兇惡なる犯罪人又は甚しく不良の受刑者は他の拘禁者に對して不良なる影響を與ふる虞れあるから、弱年受刑者拘禁所に拘禁しない方がよいと思ふ。

【二、果進】

果進制は獨居、夜間獨居、雜居の三階級を進ましめるのである。併しながら雜居は弊害が多い、殊に弱年者を一室に雜居させるのは其の害更らに一層大なるものがある。故に晝夜獨居、夜間獨居の一階級を果進させることを原則とし、

高級者に限り雜居拘禁を認めると同時に身體の接觸を遮斷するの設備を條件とする必要がある。
 【三、制限の解放】

拘禁生活にあつては受刑者の活動を制限し、自由活動を許さないから、精神肉體は不使用の結果漸次衰弱して必要に應ずる所の勢力を出すことが不可能になる、殊に弱年者は自由活動の慾求甚だ盛んであつて、之れを壓迫すれば心身の發達を傷めること少くない。であるからして警戒上已むことを得ない場合に於ける自由活動の制限は勿論であるが、收容の初期即ち晝夜獨居處遇中に於ても自由活動を制限して夜間獨居、雜居に進むに従つて漸次に解放するの必要がある。即ち獨居に在つては孤獨寂寞なる居房に於て自己の犯罪行為に對する追想、宣告された刑罰に就いての感想、拘禁生活の所感を沈思默考して過去の行動を批判し、優美なる心情に復歸して醇良なる道念を發露させる必要がある。要するに刑罰の眞意を理解させるため一刑罰の價値を發揮させるため收容當初に於ては解放は不得策である。自由活動を制限しなければならぬと信ずる。(未完)

研究

少年刑務所に於ける教務の考察

吉 留 義 憲

過去に於ける純粹心理學は漸時發達して最近精神力學的 會事象の人事百般を解決せしむるところの、人生指導の原 礎とし、心を實驗と測定との二方面より研究する、實驗心 理學を構成するやうになつた。而して今や實驗教育學、實 驗心理學、教育的心理學、變態心理學等の名を藉りて、社

一、教務將來の考察

殊に此學問の進歩は我國に於ける、犯罪研究に對して革命的刺戟を與へてゐる。而して先進國最近に於ける研究の傾向が心的軋轢 (mental conflict) と犯罪 (Crime) の

また縱に彼等兒童の、個々の精神的作用を檢することを怠慢であつてはならぬ、要は此大勢に對し如何に準應するかの問題である。

研究が重視されて、少年犯罪に於ける智識の位置と云ふ事を強めて mental test が注意されるやうに思ふ、就中兒童に注意を拂ふてゐるやうである。併しながら低能者の研究は、ホイッター感化院に於けるウィリアムス (Williams) やマサチユセツツ州立感化院に於けるフアーナルド (Far-nald) 等の報告である。ヨリー (Leahy) は犯罪者中精神薄弱者は一〇乃至三〇%を有してゐると云ふてゐる、けれども彼等の其テストが、智能年齢十二歳以下の者に就ての結果であるから、吾々少年刑務所に、教養の事務を掌る者にあつては好奇心に驅られて、心理學的精神検査法にのみ盲從して、兒童を批判することは頗る危険と云はねばならぬ、吾々は横に彼等の家庭發達の歴史、生育、仕事の環境、嗜好、保護、身體的狀態、乃至犯罪の徑路、殊に原因に就き欲陥の社會的性質等に、注意を拂ふことを忘れてはならぬ。

余が七ヶ月間に亘つて百三十名の兒童に就て研究し得た彼等の不良行爲の徑路は多種多様であるが、總括的に述べると其原因が、悪友の誘惑に基因するものと、家庭不良に基因するものと二種に收められる。而して犯罪少年の家庭の社會的位置で、犯罪の性質が異なつて居るやうに思ふ、中流以上の兒童は不良化した時間が長く、中流以下は短くして、中流以上は猥褻行爲を抱擁してゐる窃盜犯が多く、拘摸窃盜のチンピラ連は、衣食浮浪で中流以下の所産である。此現象は一寸面白いコントラストである。而して彼等の家庭の歴史が、移住者に多くして放縱亂脈で、犯罪者の殆んど全部が中途退學の智力低能者であり例外も少しはある。而して其一般が變態心理者の傾向を示して、一回以上十五回迄でも警察や裁判所の厄介を受けた(例外もあり)專賣特許者である。余は彼等に自己の犯罪を批判なさしむるとき彼等の全部が常に「せねばならぬやうになつた」と答へ

るが、其理由は持たない、而して「私はいま後悔をしてゐる」と異日同音に答へるけれども、更に自覺されてゐない。斯様な共通した心的象徴を示してゐる。吾々は丁年囚にも之を認めてゐる。是即ち心的軋轢 (mental conflict) の結果であるとフロイド及ヒューリーは精神分拆法に於て教へて

出來ぬ様に思ふ。之れ即ち斯道に對する智能訓練が教育上法規の不備の所産たることを認めねばならぬ、蓋し此問題は吾人の感化教養上の努力を活殺せしむる處の、重要視すべき隠れたる研究事項の一つであると思ふのである。

二、犯罪原因の研究考察

を、而して之を矯正するには、兒童の生育時代の長き經歷を檢索探明して精神分拆をなして、心的軋轢の原因たる情的動力即ち幻影或は烈しき情緒的基礎の抑壓觀念の事柄が、何物に因つてなされて來たかと探査發見して、それに對する注意を拂ふことが再生の人に爲すことが出來ると説いてゐる。吾人は此やうな智識に依つて將來裨益されるやうになるだらう、此智識が今進歩して正確の期に入つたらば、我行刑上に第二次の革命的施設の大變化を招來せしむるであらう。余は此智識の一端を試むるに當り、戒護者諸君の斯道上に於ける智能教養の不足は、諸君の氣付かざる

不良行爲の主因が抑壓觀念に支配されて、多種多様な犯罪に轉々する事を、余の研究中の一兒童に就て興味ある例を掲げん。

段名正夫、年齢一六、刑期一年六月、生理的缺陷吃者、頭の形は正常兒童と差なし、身體健全智能テスト中學校一年程度、性格多血質なるも、吃者たる性的缺陷が氣質に於て憂鬱性を現す、性質伶俐者犯罪當時の境遇郵便集配人にして苦學生、

大正十二年一月一日發行の大阪毎日紙上に、面白い犯罪心理として記載されてあるから参考とせられたし。

些事たる言語動作が、兒童の腦底に暗示刺戟されて、錯覺的にしかもそれが合理的に、彼等を性向不良の心的軋轢者に誘導してゐることをヒューリーの論に據つて否定する事が

正夫の犯罪は實に面白い心理學上の犯罪人である、母と娘の心持の上の罪が、一人の少年を獄舎に送るやうにした。而して娘に背かれ其母には約束を反古にされた其

復讐に、世の中の女を呪ひ十六歳で六つの法律上の罪を犯したのである。其徑路は小説的のやうで正夫が偶然の事から、他人の家に出入するやうになつて、其家の少女と其母親との間に將來の約束が出来た。正夫は燃ゆるやうな希望に酔ひ居たが、少女の家では何の理由か……俄に他に轉居して所在を晦した正夫が閉へて居る處に少女よりは諦め狀を突き付けられた反動に、窃盜、業務横領私印盗用、信書開被、信書隠匿、郵便法違反の六罪を構成するに至つた。

吾々は斯様な犯罪原因の犯由を決定するには大抵怨恨或は嫉妬に基因するものとして、整理して仕ふのである。然しながら少年法が實施されて少年の罪惡行爲は、犯罪觀念を基礎として見るべきことの妥當でないことを、行刑過程の象徴に依つて認めるのである。故に吾々は兒童矯正のため其理性及道義觀念の程度を基礎として、不良行爲を觀察せねばならぬ。今正夫の例に於て此怨恨嫉妬が起れば、其結果が何故に六つの不良行爲を達成せしむるかを考察することが、吾人の最も重視すべき點なることを忘れてはならぬ。此犯由の出發點が吾々の感化教養の基礎問題であり

また生命であることを理解せねばならぬ。怨恨嫉妬が矛盾であることを教示しても、本人は不良行爲の初めから悪いと云ふ事は承知でされてゐることを殊に丁年囚に於て經驗することである、而して努力の割合に効果の擧がらざるは蓋し此の調査が正論を得られてゐない爲めだと思ふのである。

正夫の原因が那邊に萌芽して居るかを調査した處に據ると、彼は少女と將來の約束は獲たが、性慾に關する満足は得てゐなかつた。而して彼は或日のこと少女に對して燃ゆる性交の機會を得たが、それを達することが出来なかつた。以來彼の念頭に此一事が浮んで落着いてゐられないやうになつたそうである。此時少女の一家は姿を晦して仕舞ふたのである。此突發的の出來事に邂逅した正夫は、狂亂のやうに立腹はしたが犯罪はなされなかつたのである。余は犯由の他に潛在することを直覺的に感じた、余は興味に興奮して進捗する調査は端なく彼の秘密を知つたのである。私は今猶性交の機會當時の事が頭から去らぬので、時々頭がほうとなつて來る時があると自白した。

茲に於てヒーリーの所論を考へて見ると、彼の犯罪原因

の主因が、性交機會を逸した一事で、此情的動力の強迫觀念の心的軋轢に基因することを首肯される。正夫は實に此軋轢を逃れん爲めに、六つの不良行爲に陥つたのである。正夫自身には此軋轢を自覺してはゐない、たゞ此幽閉された勢力を逸出せしめんが爲めに、不良行爲が採られた様に首肯されるのである。本人は何故に不良行爲をしたかその理由は分らないやうだ、私は此興味ある原因を知つて彼に對する教養の方法を如何にすべきかを考へた、私は此抑壓觀念の教養は、彼を善導する根本問題であると信じた、以來彼に對して性慾に關する弊害を生理學的に個人教誨に於て試みた。而して本人の將來に向つての希望を督勵して、教育上細心の注意を拂ふことを教師にも理解を得て、教養と就學上に努力をしてゐるが、其効果がよいやうに認めてゐる。蓋し其研究は余の試験的のものであるから、他に良法を有せらるゝ先輩各位の御指導を仰ぎたいものである。

余は米國オハイオ州立少年研究所の指導者である、トーマス・ハイーン (Thomas Haine) の "Crime prevention" なる一小論文を、五月發行の心理研究雜誌上に於て、文學

士石井氏の紹介論文に依つて見ることが出来た。其大要は、犯罪は "social energy" の浪費であると共に "social machinery" の欲取の表れであるから社會經濟的浪費を防遏する爲めには、犯罪の動機たる主因を個人的精神分析 (mind analysis) に依つて考査せねばならぬことを刺戟せられてゐる。然し心の分拆なるものは、被檢者の誕生とか、少年時代とか、教育とか、その社會的位置とか、乃至過去の疾病とか、其人の個人的人格歴史に關する都合のよい、材料を手許に持つて居る時に於てのみなし得られるのである。

此人格的歴史は、其が人通つて來た種々な事を含み、身體的健康とか、祖先或は家族の身體的精神特徴をも含んでゐるのである。犯罪者の現代の心の内容の排列を知ると云ふ事は、彼の身體的條件をも含んでゐるので、若しも身體がよく働いた風でなければ、先づ吾々は何故にそれが病氣であるかを精探せなければならぬ、身體的構成に就いて、完全なる研究をなし得られた場合は、罪人の詳細なる歴史及彼の性格を形成した家庭の歴史に依つて心の分拆をした結果を考察せなければならぬ。吾々は犯罪人が精神病者で

あるか、精神薄弱者であるか、悖徳者であるかを知る必要がある。若しも彼がそう云ふ様な者でない時は、人格的家庭歴史及教育的歴史等に依つて、彼の性格構成が如何なる原因に依つて非社會的行動に導いたか、或は改善の見込があるか、或は彼を放免後生産的人民として、効果が伴ふかの犯罪原因の探查を、合理的科學的になす事は、犯罪者矯正のためと、現今急に増して居る社會的冗費を削減する事になるとの意味を論じて居る。而して一九一三年に、犯罪原因研究所の一法令が、オハイオの法律中に立法されてゐると述べてゐる。

如斯新時代は吾人の教務に對して、必然的に合理的な要求の刺激を濃厚にして居る、吾々はトーマス、ハイーンの所論の如く、犯罪の主因に就いて隠れたる徑路を科學的に發見して、教養せねばならぬ仕事が教誨師の權威ある務めとして、強要されてゐるを喜ぶと共に、此新智識の研究に努力を拂はねばならぬと思ふ。

三、教誨上の考察

我國の少年犯罪者増加の傾向が重視されて、其矯正が合理的にしかも理論的に、施行せねばならぬ時代の要求が、教誨の内容に智能上の必要を認めらるゝことが當然の推移であり、また吾人の權威ある本務たる事を理解せなければならぬ。殊に少年教養の教誨に、聯想作用と云ふ事を留意する必要がある、此聯想と云ふ事は、觀念を聯合する能力であつて、吾人の推理思考の基礎となるべき大切なものである。此聯想作用の象徴に對して、吾人は教誨が如何に聯想されてゐるかを、嚴密に監察せねばならぬ要がある、若し犯罪少年が集合拘禁の弊を受けて、聯想作用が錯誤されしかも間違つた推理思考をなすやうなれば、矯正上の重要問題であらねばならぬと思ふ、そこで余は教誨師の任務と云ふ事を考察する必要があるのである。

教誨師の任務は隠れたる犯罪原因を精探して、それに因る過去の誤れる觀念事柄に對し、處世上の正理を教示して、新らしき觀念聯合を作らしめ、それに順應して行く處の精神作用の試験官たると共に、その矯正者が少年刑務所の教誨師の務であらねばならぬと信するのである。随つて

教誨の用意に於ても、トーマス・ハイーン(Thomas Haine)の所論の如く、其犯罪兒童が精神病者であるか、精神薄弱者(Mental) 低能者であるか、悖徳者であるかを知ることが必要であると共に、其異なる性質に對して教誨が、千篇一律であつてはならぬ、其教誨は各個人に對して繼續

殺人の新方法が殖へる

大正元年から昨年迄の殺人

件数は六百五十九件もある

兇器は短刀が第一

最近血腥い殺傷事件が非常に殖へたのに鑑み警視廳では刑事部強力犯係長中村義正氏が主任となつて『犯罪と兇器の關係』に就て調査した結果犯罪豫防上頗る有力な参考材料を得たが、大正元年から大正十一年迄の間に警視廳管下で起つた殺人事件は實に六百五十九件あるが、其の原因は痴情の結果から人殺しの大罪をなしたものが百七十四件で一番多く、以下喧嘩、強盜、精神病者、怨恨、貧困、嫉妬、處分に窮したもの、情死、家庭不和、貴子殺し、失戀、財産争ひ、逃走、政治狂、夢中行爲の十六種であるが、此の中最も多いのはドウしても痴情、喧嘩、強

的にしかも、それが統一されたる個人教誨でなくてはならぬ、少なくともそれが月に二三回以上に繰返される教誨でないこと、効果が薄いやうに考へられる、要するに個人教誨の度数が彼等の性向良否に、大なる關係を有する事に注意せねばならぬと思ふのである。

盜精神病者で偶發的なものが一番多く且つ最も恐ろしい。次は殺人手段と兇器だが、斬殺、撲殺、絞殺、毒殺などの古い手段で人を殺す外に化學應用だとか電車汽車の軌道へ突込打等の新しい手口が漸次殖えて來る傾向が著しいが、手段は斬殺が全部の半數以上を占めて居り殊に短刀で殺したものが第一位で一年間に短刀を使用したものが實に百二十七件に達して居る有様で、犯人の年齢と兇器の關係となると二十一歳以上二十五歳までの者が一番多く次は二十六歳から三十歳までの順になる、此の點に就ては警視廳當局でも充分注意を拂はねばならぬ問題だが殊に注意すべきは携帯が便利である短刀が土工や不良學生の殺人事件に最も多く利用された事で、警視廳が短刀携帯を禁止したのも之に起因するので、青年を持つ家庭の特に注意すべき事である。

資料

法治に就て

平沼 騏 一 郎

私の本日諸君に申上げることとは法治といふことであります。法治といふ言葉は古くからある言葉であるからよく御承知のことです。併ながら法治といふ言葉の意味に就きましてはよく其の根本を領解致しませぬと間違が起り易いのであります。随つて法の運用といふことに就きまして種々の弊害も起ることに相成るのであります。

今日東西の文明諸國に於きまして、何れも法令を布いて政治を致して居るのであります。法律といふものは強制すべきであるといふことは一般の觀念であります。無論強制といふ觀念は法律には難るべからざる觀念であります。併し唯この強制といふことを以て法律の全體を現はしたものであると、考へるとこれは間違であります。諸君の御承知の通り、今日共產主義若くは無政府主義を唱へて居る者は東西に澤山あります。是等の主義を唱へて居ります者

が申しまするに、法律といふものは抑壓の道具である、或支配階級を保護して、一般の人を壓制する道具である。一口に斯様に申して居るのであります。即ちこれは現今の法律を評した言葉である。これは固より間違つた議論でありまして、左様なものではありませぬが併ながら斯の如きことを唱へしむるに至りましたことには深き原因があるのであります。現今東西の諸國の成り立ちの歴史をよく御調べになると、その原因が明瞭に分る。先づ東洋に於きまして隣國の支那の歴史をよく稽いて御覽なさい、先づ唐虞三代のことは姑く措きまして、秦漢以後の歴史を稽へて見ますれば、何時も力の有る者が起つて征服をしたといふ歴史である。歐羅巴に於ける所の多數の國家も矢張り同一の徑路で成立を致して居るのであります。これは詳しいことを申しますれば長いことでありますが、先づ一言で云へばさうである。力ある者が征服をして成立をした國家が多いのであります。昔は武力で征服をした。詰りは支配階級といふ者は征服者、支配される階級は被征服者である。斯ういふ關係であります。それから段々にその模様が變りまして、

武力だけではいかぬ、矢張り財力といふものも権力といふものもなければいかぬ、それは段々と財力で支配する状態になつて参つたのであります。兎に角何れにしても力といふことが本である。これが國の成り立ちであります。斯の如き状態でありますから、或は兵力を有つて居る者、或は権力を有つて居る者、即ち貴族とか富豪とかいふ者に對する反感が起る。良い政治を致して居ります時代に於てはさういふ不平は起らぬけれども、人のことでありますから、権力を有つて参りますと色々な弊害が爰に生ずる。即ち自分の私慾を満足させるために色々な間違つた政治が行はれるやうになるのであります。これに對する反感の起るのは自然の徑路であらうと思ふ。これが長く續きました結果、随分是迄の支配階級に對する所の反感は可なり激甚になつて居るのであります。力の十分にありますが、併し此れに對する反抗も効果を奏しないのであります。併し所謂力といふものは時に盛衰がある。これが衰へて來れば必ず反感の度が激甚になつて、その反抗力は強く、遂に支配階級が倒されることになる、併しこれに代はる者も力

を以つて代はるのでありますから、又同じ状態が繰り返されるのであります。今日の露西亞の状態を御覽になれば、その事は明瞭に證明をされて居るのであります。露西亞に於きます所の貴族富豪の力といふものは随分多かつたに違ひない、随分又これらの階級が一般の人民に對して壓迫を加へたことも事實であつた。これは随分長く続きまして、

運命に陥らなければならぬことは火を燎るより明らかであります。斯の如き状態で、外國の歴史といふものは力に依つて國家を形成致しまして、力の續く間はその國家は成り立つて居りますが、一旦力が衰へれば又他の者が力を以てこれに代はるといふ歴史を繰返して居る。所謂革命といへばその事でもあります。

この反抗心といふものが餘程ひどくなつた。先頃迄はその形骸は止めて居つて、随分他國から恐れられて居つた。けれども内部の腐敗は甚だしかつたのであります。随つて外形に於ては十分に力を有つて居るやうでありまして、實はその力も衰へて居つた。一朝機會を得まして共產主義者現今のソビエツト政府の主腦が起りまして、瞬く間にこれに取つて代つたといふ状態であります。而してこれに代はりました者も矢張り絶対の専制を行ふて居るのであります。現今の政府と雖も、本當に民衆のために政治を致して居りますれば續きも致しませうが、併しながら段々時が経つに従ひまして、絶対の専制力を振つて、民衆を壓迫し、富豪階級の利益を圖るといふことになれば、矢張り同一の

斯の如き状態でありますから、その國家に於て布く所の所謂法律命令なるものも、要するに力を用ひるの道具に事實なつて居る。随つて強制といふことで以て法律の最も重要な要素と致して居るのであります。その強制も善き目的のためにのみ用ふれば宜しいのでありますけれども、支配階級は自分の有して居る所の全權に依つて法律を布くといふことに相成りますると、随分これを悪用致しまして、一般の人の迷惑になるやうな結果を生ずるに至るのであります。これは一人の人が斯の如き政治を行つたことでもあります。又多數の力を以て斯の如き政治を行つた時代もあります。何れに致しましても斯の如き事例は歴史を見れば多々あるのであります。今日の所謂共產主義とか、無政府主義とか

いふものは、本の起りを申しますれば、即ちこの権力階級支配階級に對する所の反感或は自衛、動機は斯の如きことであらうと考へる。併しながら唯それだけではこの宣傳が出来ませぬから、これには色々な理窟は付いて居る。この階級に屬する所の人々にはなか／＼學問のある人がありますから、これを説明するに就ては極めて巧妙な説明の仕方をして居るのであります。随つてその宣傳力もなか／＼力強いのであります。是等の人が法律を以て壓制の道具なり支配階級を保護して、一般の民衆を苦しめる道具である、斯の如きことを申しますのはその議論の正しからざることは勿論でありますけれども、其の因を成しましたことは古今の歴史上の事實であります。

勿論法律に強制の必要はある、力を以てこれを行ふといふことも必要ではあります、併しながらこれを以て全體を盡したものである、本體を言ひ現はしたものである、斯様に考へますのは大なる間違であります。所謂法治といふものを以て唯權力の行使であるとのみ心得るといふと、大變な間違が爰に起るのであります。現今我邦に於ける所の法律觀念といふものは歐羅巴から傳來致しまして、これを踏襲致して居るのが多數であります。我國に於きましては、政治は力なり、法律は強制なりといふことは、一般の

人が講釋をして居ることでもあります。是は即ち歐羅巴に於て發達したる所の法律觀念をその傳繼受しましてこれを言葉に現はして居るのであります。今日は東西に於きまして段々法律といふものが違つて参りました。これは或は時勢の變遷に伴ふて來ました現象と申しましたも宜しうございませうが、兎に角變つた。これは即ち唯今國家の權力とか、強制とかいふことを以て法律の本體とし、これを主要なる要素とするといふ觀念が段々變つて來るのであります。これは變らざるを得ない變るのが當然であります、併しこの變るといふのが私の信ずる所を以てすれば、新しくなるのではない、所謂本に復へるといふことになる所謂正に復へるといふことになる。近頃新しいことを頻りに人が申しますが、新しいことには善いことも悪いこともあり、所謂新しいもので善いものは皆正道に復ることになる。新しいと考へて居ることが豈計らんや、三千年以前に於て立派に行はれて居つた。これが悪く變つて居るのを本に復へるといふのであるから、成る程新しいには相違ないが、併しながら本當に學問のある人が考へれば、或は昔に復へることが多い。この法律觀念の變りますのも矢張りその一つであります、段々昔へ復へる、善い所へ復へ

法治に就て

る、正しきに復へる、そんならば法律の正しい觀念はどういふ所にあるか、これは即ち重要な問題である。

二

儒教の方で徳を以て治める、即ち論語にある所の政を爲すに徳を以てするといふこと、この政をなすに徳を以てするといふことは、これは古今東西を通じて間違のない言葉であらうと思ふ。西洋で正義人道といふことがある。即ち政をなすに徳を以てするといふことは正義人道に従ふといふことで、何人にも新しいことでない、これが最も正しいので、既に孔夫子は二千三百年以前に於てこれを説いた。この徳を以てするといふことはどういふことであるか、徳といふ字の講釋は色々ございませうが、朱註にありまする朱子を申して見ますと、道を行ふて心に得るありこれを徳といふ、即ち得るといふ字と同じ意味、即ち道徳を實行致しまして己れの心に感得して、信じて疑はざるの境に至るのがこれが徳である。又天下の事物に道のないものはない道なるものは須臾も離るべからず、物あれば則あり、天地あれば天地の道がある、人あれば人の道がある、決してこれは離るべからざるものであるが、これは決して人の拵へ

(未完)

北米合衆國

マサチユセツツ州觀察制度

マサチユセツツ州裁判所の觀察制度を擴張し改良せんとする二箇の重要な法案が今や立法部に於て考案されつゝある。其の一は首府に觀察區を設け、記録課を置き且服務の効果を増進せしむるが爲めに觀察委員 (provision officers) と警察官との協働を確實にするの機關を創設するの案にして、他の一は罰金刑に科せられた人々を觀察 (probation) に付し、罰金を觀察委員に納付せしむるものである。此方法によれば罰金よりの収入を増し、收監 (commitment) 費用を省き、且つ收容人員を減じ従つて大に刑務所維持費を節約することができる。尙觀察區に屬せざる被觀察人を居住地の觀察委員の觀察に移すの規定も設けられた。此二法案の目的は現在の觀察制度を完全に且つ僅少

の費用を以て一層多大の能率を挙げしめんとするに在るのである。

【制度の起原】

マサチユセツツ州に觀察制度の法律として規定せらるる以前已に久しく此制度の價値は認められてゐたのである。ボストンの市民は已に久しき以前より警察署を訪問し、受刑せずに釋放せらるべき犯人を尋ね出し、自ら其等の者の保證人となり、彼等を改心せしむるに努めつゝあつたので、觀察制度の原則を事實上適用してゐたのである。一八七四年エム・チエー・フラトラー氏がボストン市が觀察委員を任命し得るの法律を通過せしめ得たのは實に此等市民の賢明なる事業の成功が承認せられた結果なのである。

此最初の公の試の結果は最も著しきものがあつて、一八八〇年には州の各大小都市に觀察委員を任命するの權を與ふる法律案が通過し更に十年の試験を経て一八九一年には各市町村、警察署及地方裁判所に觀察委員任命を委任するに至りたり。茲に此制度の價値は全く確められたのである。

【制度の目的】

斯くして初め私人の試験的にやつた企てが終には我が司法機關の動かすべからざる缺くべからざる一部となつたのである。此の如きは別に異つた理由の存在する譯のものではないと觀察制度に於て吾々が犯罪者の取扱について在來の拘禁よりも一層有効な一層經濟的な且つ一層人情的な方法を發見したに過ぎないのである。

而も此制度は決して處罰を見逃すのではない、犯罪者は一般社會から宣告を受けるのである。而かも一定の期間制縛を受けなければならぬのである。刑務所の外で裁判所の觀察を受けつゝ己の罪を償ふの機會を得る。若し再び罪を

累ぬる場合には直ちに應報を受けなければならぬといふのが此制度の意味である。是に於て此制度は防止的效果を

有する刑罰であつて、同時に亦將來に於て善行を促す上に於て極めて効果あるものである。

創始以來此制度は次の三大目的を持してゐた。即ち

(一) 機會を與へれば罪人が改悔すると信すべき充分の理由の存する場合には何時なりとも法律の手を止めること。斯くして有害なる影響を受け勝ちの刑務所生活中に彼等を軟化せんよりも寧ろ墮落の初歩に當つて彼等の救済を期するのである。

(二) 釋放せられたる犯罪者に法律の代表者として觀察期中彼等の行狀を監督する親切な警告者を與ふること。

(三) 逮捕せられたる犯罪者の罪狀を仔細に審査し單に犯罪に基くのみならず更に進んで犯罪者の性格に基いて處遇方法を定むること。

【制度の効果】

制度の目的を簡單な形にして見ればこんなものである。

マサチューセッツに於て此制度の下に何が完成されたか、數

字文ではつまらぬものであるが然し過ぐる十年間に四五、三九一人の男女が觀察に付せられたのである、此等の人員の刑期を合算すれば一、三四八年の長い月日となつて、五十萬弗以上の經費が支出された譯であると考へれば決して輕視すべき事實ではないのである。正當な生活をなす機會を與へられた人々の凡てが良くそれを利用し得たのではない

【制度の遅々たる成長】

ことは確かである。然し再犯を企てようと思へばいくらでも企てられるのに、此等の人々の半分でも改心したとなれば實に大きな利益といふべきでないか。州に取つては弗やセントに換算することのできない利益である。

【諸國競ふてマサチューセッツの例に倣ふ】

かゝる偉大な可能性を有つた此制度は、始めの内は狹隘な範圍内にのみ止まつて別に宣傳はされなかつたが、漸次世界を通じて先覺者の注意を惹き得たのは何の不思議もないことである。最初は固より粗笨な不完全なものであつた

然しながら此制度の争ふべからざる健全性を有つてゐるにも拘らず、大體上から見て其特長を充分利用し得たといふには尙未だ遑遠の感があるのであつて、今尙眞に其特長をさへ實感してゐると云へないほどである。此制度の成長が眞に徐々たるものであつたのは一八八〇年の法律の下では當然といふべきである。蓋し觀察委員の任命は委任事項ではなかつたのである。又彼等の給料(●●●●)は任命をする都市によつて支拂はれてゐたのであつて、政府で負擔しようとはしなかつたからである。

が此制度に横はつてゐる主義精神は直ちに他の國々へ感動を與へて、一八八六年にはニュージーランド及オーストラ

一八九一年現在の法律の制定を見るに及んで各市町村、速罪裁判所及び地方裁判所は觀察委員の任命をなし且つ州の金庫から彼等の給料を支拂ふに至り従つて必然的に觀

察委員の數も前年に比し實に其四倍に達したのである。一八九二年には五十八箇の上記の裁判所に屬する委員より報告を得るに至つた。然しながら、觀察に付せられた實際の件數は同じ比例では増加しなかつたので、一八九二年には只緩かに全逮捕數の四・八〇パーセントに達したに過ぎなかつた。尙一層注意すべき事實は一八九二年以來如何なる年度に於ても一パーセント以上は増加しなかつたことである。過ぎし年度中一八九六年度に比すべき觀察件數はなかつたのである。他の方面特に泥酔者の調査に關する觀察委員の仕事について見ても彼等の活動は近年實質上特に盛んなりとは云へないのである。

【飲酒取締】

尙附加へなければならぬことは法文の規定及び其の精神に反して觀察制度はその適用が甚だ一方に偏して、今では重に飲酒取締の道具に使用せらるゝ丈けである。過去十年間に於てボストンに於て觀察に付せられた全件數の七二・四八パーセントは悉く飲酒に關するものであつた。他の多くの都市の統計を見ても觀察の適用が殆んど飲酒に關する

と下つて逮捕數の一乃至七パーセントである。一の市には大規模に此制度を適用しつゝあるのに、他の市では恐らく十五哩と離れてゐまいと思ふのに之を利用してゐることも云ひ得ない位なのは果してどういふ譯だらうか。第二の市では之を試みたが仕事になかつたといふ意味だらうか。決してそういふ譯でない。何となれば熱心に秩序的に此制度の發達を謀つた地方では其利益は頗る著しいものがあつて、其結果一層廣く利用せらるゝに至り一面此制度の發達しなかつた地方では此制度が正當に試みられなかつたといふ事實があるからである。

【發展の可能性】

プロベーション・システムに多大の發展の可能性のあるとは次の一例によつても明かである。前に引用した二十七市中十七市の觀察件數は全二十七市の平均百分率の八、三〇に達しなかつたのである。此場合に右の十七市が觀察件數をこの平均率まで増加したと假定したならば、一八九九年の統計に基いて推して行けば一年で二四一・一箇の觀察件數を獲る譯になる。而かも此數が倍になつたとしても此制

【拘禁に勝る】

度のもに限られてゐるのは明らかである。一八九九年に於て二十七市に於ける飲酒者の平均七三・二八パーセントは觀察に付された、十八市に於ては被觀察者の七〇乃至百パーセントは飲酒の件であつた。觀察事業が凡ての犯罪に適用せらるべきものなるは法文の明かに命ずる所なるにも拘らずその實行は甚だ稀れな場合に限られてゐたのである。此制度の適用が斯く一方に偏したについては種々の原因があるが其等は決して此制度の内部的缺點より來るものではなく、寧ろ制度の可能性を發達せしむべき一般的努力が欠けて居り、且つ現在の法律上の機關が或點に於て不十分であるといふ事實によりて説明せらるべきだと思ふ。

【拘禁に勝る】

大體から見ても一八九七年以來州の觀察制度の成長は全く遅々たるものであつた。更に著しく目立つのは此制度が他の主要都市に發達しないことである。二十七市に於て一八九九年度に觀察件數は全逮捕數の八、三〇パーセントであつた。此等の都市中十箇所に於ては觀察件數は逮捕數の二乃至五パーセントであつて、平均のパーセントを越へてゐた。而かも他の十七市に於ては觀察件數は平均數よりずつ度のもに勝つた都市に於ける觀察件數に比する。尙未だ甚だしく少いのである。換言すれば觀察の數に何等の制限を加へることがなければ吾人は全州に於て現在の五、六二六件の代りに一〇、〇〇〇件の觀察を見ることができるのである。

【拘禁に勝る】

畢竟するに必要なのは此制度の價値を善く理解して實行方法を改良するに在る。

【拘禁に勝る】

プロベーション・システムが犯罪防止及び改悛の二點について拘禁よりも一層有効であるとは多くの實例で示されてたのである。累犯の割合は同階級の犯罪についての被觀察者中に於けるよりも拘禁された者の方に非常に大きいのである。郡刑務所の記録によれば拘禁された者の半數以上は皆て同じ刑務所に在つたものである而かも彼等の大部分は二回乃至十五回に及んでゐる。犯罪を防止せんがための拘禁は大部分の場合に失敗に終つてゐるのである。拘禁は凡ゆる手段の施された後最後の方法として、或極端な犯罪にのみ適用せらるべきものと信ずる。

觀察制度の工夫されなかつた内は拘禁に代るべきものは、何等存しなかつたのである。一度觀察制度の施さるゝに及んで觀察委員は看守に代つて犯罪者の番人として常に觀察を怠らないことになつた、之が爲めに彼を拘禁するの費用を省き、且つ拘禁生活の悪影響より彼を免かれしむることが出来るのであつて、觀察制度は拘禁に代るものとして最も成功せることが證據立てられたのである。

【監視制度による節約】

此制度の創設された當時にはその費用は租税を支拂ふ者から見れば餘計な費用と思はれたのである。然しやつて見ると却つて一種の節約方法になることが分つて來たのである。觀察事業に要する費用と制度實施の結果として生じた節約額とを比較して見るのが一番早分りである。一の囚人を郡刑務所に養ふ平均一年の費用は昨年度には百〇七弗七七であつた。俸給、燃料、電燈の如き費用は收容者の多少に拘らず大體同じである。然しながら食料、寢具、被服、醫藥の類は收容者の多少に従つて増減するものであつて刑務所費の一半は收容者の減少すると共に確かに節約せらるるも素より疑を容れざる處である。

【事業の擴張】

觀察制度擴張に關する懸案はその創設を可としたと同じ理由によつて正當な要求である。餘計な費用を増加するのではなくて非常な節約となるのは確かである。罰金を納付する能はざるものゝ拘禁を中止する規定は罰金よりの収入を増ふことゝなるのは間違ひない。宣告後直ちに罰金を納付する能はざるものゝ拘禁によつて納付を妨げられた多くの者も假すに多少の時日を以てすれば納付が可能とならう。罰金を科せられたるものゝ管轄区内に在らざる時之を所在地の觀察委員に送致し得るの規定も亦罰金よりする収入を増加することゝなるのである。彼等は所在地の觀察委員に罰金を納付することゝなるからである。

中央情報局 (central bureau of information) の設立、管轄區に屬せざる者の引渡中央局を通しての事業の統一、觀察委員の協働等は當然觀察件数を増加せしむることゝなり、従て收容者を減少せしむることゝなるから刑務所維持費及び收容費用の節約は多大なものとならう。若し觀察件数が一年に千件を増加するとせば計畫せられた新機關に要する費用を償ふて猶一萬千二百弗以上の節約をすることができるとする譯である。而かも猶一層重大な犯罪の大部分に觀察制度を適用したならば其節約は見積りよりも一層大きなものとならう。

【觀察費の分配】

凡ゆる事實から推斷するに輕罪を取扱ふ方法として拘禁を云ふ事は甚だしく不經濟で同時に不充分であり觀察委員を以てする監督の方が經費も少なく而して一層良好なる効果を擧げらるゝことが分明になるのである。一般公衆に對し殆んど何等の負擔も加ふることなくして觀察委員によりて等しく善く監督を盡くすことができるのに何を好んで刑務所を維持するが爲めに多額の費用を支出するの愚を取てせんやである。

觀察制度の全經費は現在の施設に於ては年額殆んど五萬九千弗に近い。計畫中の首府の觀察區 (City) を成す諸郡に於ける觀察委員の費用は四萬五千弗である。此の中の半(二萬四千五百弗)は前年三八九三四件の逮捕数のあつたサットボークの郡にて費されるのである。之に反して觀察

區中の他の諸郡は合計逮捕件数が三二、九二八で觀察事務に費された額は二萬五百弗強である。

計畫中の首府の觀察區に屬する諸郡は州の全犯罪件数の七十三パーセントを占めてゐる。従つて觀察事務の擴張は犯罪を出來得る限り賢明な方法に由つて取扱はんとする州の全部に亘つて大なる利益となるに違ない。而して殊に犯罪件数の七十三パーセントを占め州税 (the state tax) の殆んど七十四パーセントを費消する首府の觀察區に取つて特に利益となることは疑ひのないことである。斯くして此の制度の改良費は主として直接に制度の利益を蒙むる區 (section) に落ちることとなる。

【管轄區に屬せざる犯罪人の問題】

下級裁判所の管掌事務中最も不満足なものはその管轄に屬せざる犯罪人の處分である。此割合は一般に想像せらるゝよりも遙かに多いのである。一九九八年にはマサチューセツツ州の全都市に於て八五、四二一箇の逮捕件数があつて、此の中の警察官の報告に係る七七、九八〇件中六十八パーセントは管轄區に屬するもので、三十二パーセントは之

に屬せざるものであつた。

現在の制度の下では犯罪の爲めに逮捕せられた管轄區に屬せざる人々を賢明な方法で取扱ふことは難事である。現在の方法では二途あるのである。或裁判所では犯人の自ら語る所を以て眞實なりとするので、此の場合に犯罪が泥酔の件であれば、以前の記録の彼等に不利なるものゝ現はれない時には彼等は釋放されるのである。之に反して他の裁判所に於ては何等の報告もないために彼等は罰金を科せられ或は拘禁せらるゝのである。此結果罰せらるべきものが刑を免がれ、釋放せらるべきものが拘禁せらるゝことが屢々である。

で管轄區に屬せざる犯人を賢明に取扱はんとするには是非共彼等に關する充分な報告を蒐集する機關たる中央情報局 (central bureau) が必要である。觀察法の原理は宣告を受けた凡ての犯人に關する凡ゆる報告を裁判所が有つてゐなければならぬことである。成程觀察制度は管轄區に屬するものに關しては多くの報告を供給するが、他の管轄區に屬せざるものについては裁判所は知る所甚だ少ないのである。

である。管轄區に屬せざるものに關してはかゝる局を設立して初めて其者に關する報告が獲らるゝので、其費用も甚だ僅少なものの過ぎないのである。是に於て罪を累ねたるものゝ刑罰を免がらるゝことを防ぎ裁判所をして新たに刑務所に送らるゝものを觀察に付せしむるを得るのである。この新しい局が單に non-residents を賢明に取扱ふ爲めの方法たるに過ぎないとしても此設立は必要なのである。

況んや觀察制度を統一し觀察委員と警察官との協働を確實にするについて多大の貢獻をなすものあるに於てをや、一日も早く設立を急ぐべきである。

此方法を制定したならば觀察制度の基をなす種々の大目的を實行し、且つ輕罪犯人を取扱ふには最も不經濟にして効果の少ない方法たる現在の拘禁に代つて、觀察制度の原則を多くの犯罪に應用することが出来るのである。

計畫中の進歩した機關によれば多くの人々を拘禁に伴ふ收徳の悪影響より救ふことが出来るのであり又監獄費用は著しく減殺せらるゝのである。刑務所看守に代る觀察委員の監督によつて多大の利益が生ずるのである。而して凡て

此等の利益は觀察事業に附加せられた此設備の費用を償ふて餘りある節約を行ひつゝ獲らるゝのである。「社會は遂に一方には犯罪人の權利を認め、他方には彼に對する責任と義務とを認むるに至つた。出來得る限り犯人矯正によつて社會を保護し且つ一面犯人の希望を道義化し、且つ自制力を強むる等凡ゆる感化を施して彼を犯罪より遠ざからしめ個人及び社會の安寧が要求する場合のみに限り強壓制縛の極端な方法を取るといふのが墮落した不幸な人々に對する社會の義務に關して科學及び道徳の發する最後の語である。此等の理想の實現より以上に善く觀察制度の存在を證明するものはないのである。」

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始 (承前)

小笠原 覺雄

樺戶集治監の教誨は、始め曹洞宗の僧鴻春倪氏によつて

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

着手された。同氏は樺戸集治監初代典獄月形潔氏に交渉して、寺院創設の援助を受くる約を以て教誨を出願し、明治十五年十一月十四日集治監より許可を得て教誨に従事した。越えて明治二十一年に至り大谷派の僧中島圓諦氏樺戸に來り、二代典獄安村治孝氏の厚遇を受け監獄教誨を調策して居る時、鴻春倪氏に對し曩きの許可を取消し、明治二十二年二月二十八日限り教誨を謝絶し、爾今必要な場合は臨時交渉依頼することとなり、遂に教誨は中島氏の手に歸するに至つた。鴻氏は北漸寺を創し、中島氏は圓福寺を創す。其後北漸寺へ大泉祥麟氏來りて教誨に従事せしことありしも、暫時にして中止されたと傳へられてある。

として採用し同年八月三十日(月額)教誨師に採用し、明治二十四年十月十五日所従宮極吉氏に(月額)幌内外役所教誨に従事せしめ、教誨は基督教主義を採用することにした。

○ 釧路集治監の初代典獄大井上輝前氏(明治十八、九、三〇丙 務省御用掛ヨリ赴任)、明治二三、七、二四で、熱心なる基督教信奉者であつた。同教の牧師原胤照氏は北海道視察の爲め來道中なりし爲め、遂に明治二十一年四月二日(月額)教誨師に採用され、其後大塚素水崎基一の兩氏就職せりと記されてある。

○ 空知集治監の教誨は、明治十六年に至り眞宗の僧侶某教誨に従事すと、あるのみにて事情は不明である。明治十九年五月十三日雇屋名誠一郎氏を兼教誨師となし、翌年三月四日小學校訓導大塚森之進氏に兼教誨師を命じてある。明治廿四年四月廿二日元書記坂城昌興氏(月額)三五圓に教誨事務を囑託し、同年五月十二日留岡幸助氏(日 一圓四十錢)を庸

○ 釧路集治監網走分監の開廳時は樺戸集治監には大井上典獄の在職中なりし爲め、教誨師採用にも同教の牧師阿部政恒氏(月額)三五圓を明治三十五年三月三十一日轉勤せしめしに始り、其後中江汪、山本徳尙の兩氏就任せりと聞く。

○ 北海道集治監十勝分監の開廳に際し、千石學氏分監長となり、教誨師採用に關しては樺戸本監に打合せ、基督教の

○ 牧師牧野虎次氏(月額)二五圓を採用し教誨師に従事せしめた。

○ 舊北海道集治監本分監の教誨は前述の如く夫々開始されたるも、明治二十四年に至り本監典獄安村治孝氏は退職せられ、其の後任として空知より大井上輝前氏本監典獄となり、教誨方針一變し、基督教主義を採り、教誨師も同教の

○ 大谷派より教誨師一名宛(月額)計五名採用に付、入選の上迅かに派遣せしめられ度旨通牒を發し置き、現職教誨師に對しては、集治監の教誨は當分佛耶併立せしめ、其の結果によつて決定すべき趣旨を發表せられた。

○ 牧師を採用することに決定し、明治二十一年以來特志を以て教誨に従事せし中島氏に對し、都合ありとて一言の下に無斷退職せしめ、牧師阿部政恒氏(月額三)を採用し、茲に北海道集治監本分監は何れも同教の牧師をして教誨を司らしむることに改められた。其後本監の教誨に従事せしは、

○ 當時在職せし教誨師は、原胤照(樺戸)、末吉保道(空知)、水崎基一(釧路)、山本徳尙(網走)、牧野虎次(十勝)の五氏であつた。此等五氏に對して退職せしむるの意志ではなかつたが、種々波亂を累ねし結果、或は自決したるもの或は退職を肯定せざるものありしも、遂に連袖退職(原十一月二

○ 大井上典獄は經理上の問題より禍を招き明治二十八年七月遂に非職の不幸に遭遇せしは、返す／＼も遺憾の極みである。其の後任として赴任せられしは石澤謹吾氏であつた、同氏は着任前内務省の意を承けて一大革新を計り、其の第一着手として教誨の刷新を考慮し、函館本願寺出張所長小早川鐵僊氏と交渉を重ね、九月に至り、本分監に於て

○ 吉十一月二十二日、水崎十一月十三日、山本十一月十六日、牧野十一月二十日、一方大谷派よりは、樺戸へ伊藤智滿(二十二日)を空知へ中島圓諦(十一月十七日)を、釧路へ光弘祐言(五日)を網走へ清水信成(二十七日)を十勝へ五峰賢道(二十二日)の五氏を派遣就職せしめ、茲に集治監の教誨師は全部大谷派より採用するに定り、北海全道刑務所の教誨は、大谷派の受持となり、今日に及んだ次第である。

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

獨居拘禁の價值判斷に

即して

K T 生

獨居——晝夜獨房に拘禁されることは非常に苦痛に相違

ないが、彼れが反省、悔悟、修養に最も有効にして眞に自分考へるにはかうした刺戟のない、雜念の起らないところであらねばならぬ。左の感想は三十八歳の一人人が述べたものであるが、私は非常に興味を持つたのである。獨居の効果を研究するものゝ参考になるだらうと思つて掲載することにしたのである。

一、聞いた教訓の中で感じた事

底力のある世渡りせよ、丹田に墮して根氣を繼づけ、誠意、誠心、以て一直線に正實に進み、聊か怠惰の心を起さず、知足安分の程度を忘れず、而して自己の職業を天職の業と心得、佛陀の御心と自分の心と首引する様に精勵するより外なし。

(植て見よ花の育たぬ里もなし、こゝろよりせば花も實もなし) 御教誨忘却し難く、肝銘深し。

二、読んで感じた書物の名

勸語道話、貯金の勵め、修養、信は力其他窓の光

(日蓮上人) 但し日蓮上人が宗敵を向に廻し、自己の信念を貫き衆生を救はんとの意志の強き其意志が敬慕崇拜する處なり。

三、我身の爲に善く氣付いた事

爾今は物質的成功にあこがれず、血族一家打集りて年中行事の中元節句正月などは元日や何かなくとも親一人の妙味、眞に人生は之れ以上の幸福なしと氣付き見れば、入監の動機も今後の幸を得させられたるを感謝します。

四、出監後實行しようと思ふ事

職業は未だ具體的に決定せざれども歸宅の上兄弟相談の上決定する筈なるも何業を問はず、只管努力の一念あるのみ、同時に素行を慎み自己の良心に背かぬ日暮すること、何事も良心を基本とすること。

五、在監中特に苦しく感じた事

近寒其他身的苦痛としては言語の自由を禁じられたる事に附隨して喋るなど役人より制限されたる時、事實有益な作業上の言語にても犯則なりと摘撥せらるゝ場合などは人權を奪はれし自己の淺間敷境遇を反省するの苦痛、而して之れは取られたる場合反抗的感覺にあらざして自己が斯かる身分に陥りたる過去の意志弱きを悔ゆればなり。又自分を汚し一家一門に傷つけたる事を追想せば夜半眠られざる事ありき。

六、又特に喜ばしく感じた事

聖恩の深き慈悲に合掌九拜して眞に難有いこと、入監前は金儲とか云々の俗用の爲め修養の一頁すら讀み難き身が役人方の御配慮に依り有益なる修養上の書籍數々を與へられ正に監獄は修養の道場とも申したき位なり。

七、官吏の取扱に就て感じた事

常に慈悲心を失はず、諸事行届きたる取扱に感謝する外なし、殊に人權人格尊重の意味に於て穩當と寛大に敬服す。

八、在監人仲間で見聞した事

刑の執行に依り犯せる罰の値ひなるは當然のことなれど

獨居拘禁の價值判斷に即して

も、眞に懲役たる苦痛と効果は入監當初所謂第一期間の特別獨居時代が最も有効の懲役かと思料す。其理由は他の者と接せざる爲め精神非常に清澄し、看護書籍も教誨も必々心に徹底し反省深し。追々第二期に入り雜居工場や第三期に進み雜居監房と進めば追々懲役人根性を見るに至る。例へば飯の如き大小を競べ衣類の如き作業道具の如き互に争奪上の小競合其他何事によらず割合敗けせぬ様の如き、一獨居時代の監獄は嚴然たる役所と言ふ莊嚴味が追々化して要領良く日暮をなすと云ふ假面的漫性に変化する事あり。如何にしても長期拘禁を爲すよりも入監當初の一年位は獨居に於て充分反省悔悟の結果を得る方良策なるが如く臆説多きが如し。

九、其他何でも感じた事

又監獄作業に就きては可求の受刑者出獄後直に其手職にて生活の安定を計る様の授業方針最も可ならんか。顧みるに入監者の過半数は決定的手職なき者多く、之が犯罪の源泉多きが如し、如何にしても動力工業なり、人力工業なりを以て授業し出獄後其職に據り世渡りを安全にする様保護を希ふ。

研究と感激

研究と感激

荊屋老龜

客、近來、外界の人達が行刑に對して多大の注意をするやうになつたが、一面司法省や本願寺では教誨に對してどんなに考へて居るのであらうか、動もすれば物質尊重に傾き易いから、教誨事業の如きは餘程緊張して居らねばなるまい、懐らざる點はないかね。

主、司法省や本願寺では無論此點に注意して教誨を尊重して居る、尊重して居らないのは教誨師自身さ、他人は尊重しようとしても肝心の御本尊の教誨師が自重しないのが何よりの病源であると、僕は思ふよ。

客、これはまた妙な説を聞くものである、及ばずながら拙者共も日夜教誨に關する研究もして居る、役所にだつて朝は遅刻せぬやう、晩は遅れて歸るやう、日曜だつて減多に休んだ事もない、これで以て自重しないなど云

はれては立つ瀬はないよ。

主、御尤々々、然し教誨といふものは、仕事の性質が外の仕事と違つて居るのだね、違つて居る仕事を近來は一所にして見ようとして居る。作業や戒護や保健とは根底的に仕事違つて居るではないか、一言にして言へば教誨といふものは精神的作業である。朝早く出たから能率が上るのではないよ、理論的に研究して見ても仕事が死んで居つたら何にもならないよ。近來教誨事務を科學的にといふ説がある、いかにも犯罪の原因とか、性格の調査とか、科學的作業に待たなくてはならぬ仕事も澤山あるにはあるが、これらは教誨事業の上より見るときはそんなに重要なものではない。

客、これはまた珍らしい議論を承るものである。近來諸般

の研究何れも皆科學的傾向を帯び、教誨事務もまたこの方針に向つて居る。個人の思想研究、時代の影響と犯罪現象、司法保護事業の原理及び實際的運用、此の如き事柄を始めとして、教誨の主義方針、教誨の教材、教誨の用語、教誨の形式、その他多數の研究事項が吾人の前に堆積して居る。これらの問題は何れか文化的討究の網を潜り抜けて後にのみ許されぬものがあらうか。今日の教誨は科學的基礎の上に立脚すべきものではあるまいか。

主、君も大分科學心醉の熱が高いよ、僕等も敢て君のいふところを否認するものではない。唯僕のいふところは教誨の第一義は精神的感應に在るものであつて、理屈や技巧に存するものではない、今の人達が科學カブレにカブレて居る故に、教誨も衛生も建築も同じ様に考へて行くのである。見たまへ、明治の初年、教誨事業の極めて幼稚であつたときの教誨業績と、今日の成績と果して何れが良好であるか。昔は教誨師の中には學問のないものもあつたが、その代り人物―精神家もあつた、此精神的人

物の残した逸事や、感化は今尙我等の記憶して居るところが多い。教誨の業績は學問や理窟だけでは擧るものではないよ。

客、イヤ全く敬服だ。實際近頃は多少研究心は勃興してきたが、比較的感化力は進歩して居らぬかも知れぬよ。昔の澤采教誨氏などの献身的奮闘は聞くに愉快を感じる。我々も研究は研究として、一面には此精神的努力をやつてゆきたいものだ。

主、今でも古は人は知つて居るであらう。僕等も話に聞いて居る丈けだが、明治十五六年から二十年頃には、刑務所にもよるけれども、日曜に教誨に行くと、小使部屋で待たされたり、事務室の一隅に破椅子を與へて待たせたり、面倒臭い顔をし、教誨をさせたものださうだ。そんな待遇でも立派にインスピレーションを與へて海ひ改むるものも澤山あつたといふからね、今の高等官待遇は果していかほどの能力が擧つて居るか、實に慚愧に堪へぬよ、司法省や本山の事をいふよりもお互にシツカリする必要はないかね。

研究と感激

客、聞いて見ればその通り。教誨師も今少し熱が要るやうだね、白熱的に御報酬するかね。

主、然り、今の刑政上、最も必要にして而かも欠けて居るものは、建築物でもなくタイプライターでもなく、況んや待遇問題や恩給問題でもなくして、實に刑刑官の熱である。殊に教誨師の信念である。今の教誨師に信念がないとは云はない、然し教誨が漸く機械的になり行く嫌ひはあるまいか。教材や用語は研究されても、冷かな組立てには熱が籠らない、止むに止まれぬ一片の如來心が、隨所に發動するときにはそこに感激が起るのである。

客、感激といふ君の言葉に感激した。實に感激だ、彼等を教化するには感激が大切だ、道理や理窟は彼等の方が能く知つて居る。實際的感激の偉大なるものは彼等を動かす力がある。僕は教壇の上に立つて決して理窟を並べて説伏しようとはしない氣になつた。

主、だといつて感情的教誨で徒らに泣かせたり笑はせたりしても大した効果はないがね。昔から彼等には「否入間」には涙の懺悔があるから、心の懺悔を得やうとするなら

密偵に就て

村 田 晚 峰

現今各刑務所に於て在監者の言動を密行視察せしめつゝあるは、最も有益にして効果ある事は、一般周知せる處なり。故に密偵勤務者は細心の注意を怠る事なく、嚴密に聴取看得し、以て執務上完全を期するの覺悟なかるべからざるは今更論述するの必要を認めざれ共、參考の爲め聊か私見を述べて蛇足を附せんと欲す。抑々密偵の必要なる所以は、彼等在監者の密談に依つて、行刑上萬全を期するの資料を聚集するに他ならず。密偵者の職務上最も心すべき點は、彼等をして現に密偵中なる事を感じせしめざる様、便宜剣を脱し草履を穿ち極めて隱密に遂行するを可とす、萬一彼等に覺知せられんか、狡猾陰險なる彼等は、好機逸す可からずとし日常胸中に蟠る、遇囚上に關する諸種の不平を洩して、針小棒大的に放言し、密偵簿に記載せしめ、己が意中を勞せずして當事者に知らしめんが爲め、殊更に誇張虚偽の交談を爲し、以て密偵を利用せん事を企畫するを例とす。故に密偵者は彼等に寸毫も乗ぜられざる様、交談

密偵に就て

ば單純な感情で片付けらるゝものではない。その根底として國民的本性、宗教的満足等が深く植えつけられて、それが純真なる感情の働きによつて美しく色付けせられる、その色は瑠璃の如く美しくして、董の如く匂ひのあるインスピレーションとなつて躍り出る。

客、いかにも憧憬に價する光景である、吾黨も大に力めたいものでガ。主、大分長くなつた、唯一言いふて置きたい、誨師の言はれた如く、信もなくて人に勧めても人が承引せない。我は物を持たずして人に與へんとするの風情は甚だ不可である。お互のものは背後に一大グラウンドがあるを忘れぬやうにしたい。私生活にもこれがある、公生活にもこれがある。此一大背景の前に立つて働いて居るといふ事を默想するとき、利害得失榮辱の觀念煙の如くに消え去りて、念佛憶想の快い淨化によつて精神的能力を十分に發揮し得るのである。此他に色々の小ざかしい事を考へても、實は大した功能はない、雜念は煩惱の種だよ。

(一一二、八二二、夜客を送りて)

の核心に接觸し、其眞髓を獲得するの心得あるを要す。雜談音讀を嚴禁せる房内に於て、比較的高聲の交談は、遇囚上の不平不満を訴ふるを常とし、多因談笑する場合は概ね卑猥の言辭を弄する場合に多く、斷續的密談に至りては、反則行爲遂行に關する謀儀、或は最も恐るべき陰謀の企圖されつゝある場合なりと知るべし。辛うじて耳朶に通ずる低聲の談話は密偵上特に留意し、深慮の考慮を要すべき點なりとす。密偵勤務者動もすれば、其執務狀態粗慢に沈れ易き傾向あるを遺憾とす。甚だしきに至りては、利害得失なき虚飾の申告を爲すものなしとせず、之れ誠に戒むべき事ならずや。要は只密偵者の能力範圍内に於て、聴取看得したる事項を、細大洩さず遲滞なく報告してこそ、初めて効果あるものとす。多數の囚徒を收容せる監房内に於て、行刑上大いに參考資料とすべき談話の交換せられつゝあるは、何人も否む能はざる處なり。罪囚の心理狀態は、彼等相互間に於て交換せらるゝ談話によつて、偽りなき眞の告白を聴取し得べく、従つて適宜の參考資料を聚集し得べきを以て、行刑の業に携はる者、思ひを此處に致し執務上細心の注意を拂ひ、以て密偵の効果を一層意義あらしむる様努力すべきなり。

北米合衆國ニューデューシー州の分類處遇

ニューデューシー州
行刑及慈善省教育兼分類局長

イーガー・エー・ドル

野尻生譯

(1)
近代に於ける犯罪人に關する研究は之を大別して二つとすることが出来る。その研究の興味と力點とを置く點から觀察して、一は人類學的にして、一は社會學的是である。この區別は彼のフエリ氏によつて善く説かれてゐる。彼は曰く。

「犯罪といふものは種々の原因の結果として生じたもので、此の種々の原因は常に交錯紛糾してゐるけれども、周到な研究を以てすれば看取するに難くはない。犯罪の

要因は個人的即ち人類學的、物理的即ち自然的、及び社會的な三つの種類に區別することができる。人類學的要素には年齢、性別、身分、職業、原籍、社會上の位置、教育、體質及び性格が含まれる、物理的な要素とは人種氣候、土地の肥瘠、晝夜の長短、季節、氣象、溫度等である。社會的要素とは人口の疎密、移民狀況、輿論、習慣及宗教、社會的秩序、産業狀態、農産及び工産物、行政制度、教育制度、慈善事業、及び民刑立法等である」
フエリの右の説を敷衍すれば次のような意味になるので

ある。罪人といふものは多少不完全な體質と同時に缺陷のある心理を有つてゐるものである。之が爲めに彼は彼自身を自己の身邊の經濟事情に順應せしめることができないのである。かゝる人間は生涯自分の境遇と巧みに調和してはいけないのである。然し彼の行動が彼をして法律と衝突せしむる時に彼は罪人となるのである。故にかゝる人間を處遇するに當ては醫師と心理學者と教師と共に力を合せて相當の方法を講じなければならぬのである。かゝる人間は先づ身體から改善して、漸次彼の心理上並びに性格上の缺陷は矯正せられなければならない。而して後克く周囲の經濟生活と順應する爲めに必要な心の持ち方と實用的な道具即職業とが與へられなければならない。是れがフエリの云はんとする所なのである。

クリミノロジーの歴史は罪人の處遇方法について四つの異つた見解の存することを示してゐる。此の四つの見解を歴史的の順序に従つて列擧すれば、第一が報復主義 (retribution) 即ち刑罰で、例の「眼には眼を報ひよ、齒では齒を報ひよ」(eye for eye, tooth for tooth) のモト

ゼ主義である。第二は保護主義で (protection of society) 罪人を嚴重に拘禁するのが主眼である。第三は改善主義 (reformation) で、主として道徳上の教化を考慮したものである。最後に起つた主義は矯正主義 (correction) で、之は最も新しい主義で、廣く環境の關係から罪人を一個の人間として研究し、因果の跡をたづねてシステムティックに矯正の方法を發見せんとするものである。

(11)

茲に論ぜんとするのは箇の最後の立場即ちコレクシヨンによる罪人の處遇法であつて、箇人としての罪人及びその環境、犯罪の主因及び從因の周到なる研究、及び之によつて發見せられたる身體並びに精神の異常缺陷を矯正すべきシステムティックな方法を云ふのである。

矯正處遇は過去に在つては、成功した場合にも科學であるよりもむしろ技術であり、不成功に終つた場合にはシステムを立てたと云ふよりも寧ろ單に試験と誤謬との連続に過ぎなかつたのである。予の茲に示さんとする所のものは分類處遇の一つのシステムの梗概であつて、それは最も包

括的で、システマティックで、且つ最も確定的なものである。現在行はるゝ處罰及び收監の方法や、或は研究と分類との爲めに處刑以前に裁判所より罪人を送致すべき中央の交換所 (central clearing house) の問題について異議を唱へんとするのでない、予は唯現在ニュー・ヤークの諸處のコレクショナル・インスティテュションに於て行はれてゐる矯正處遇について述べんとするのである。處により此のシステムの一部或は全部が行はれてゐるといふ事實は余をして此システムの實行性の闕欠に對する非難を免れしむるものである。予の語る所ものは経験であつて、理論ではない。考案であると同時に、状況である。

予は今矯正處遇を醫療にたとへて考へて見たい。傳染病又は隣人に迷惑を及ぼす疾病にかゝつた者は一般社會から隔離せられて、醫師がこのケースを處置する爲めに迎へられる、醫師は治療法を講ずる前に、其人を精密に診査する、現在顯はれてゐる徴候ばかりではない、従前の歴史及び現在の病狀を來たした諸影響を研究する。彼は此等の研究を綜合して診斷書を作製し、病氣を誘致した諸原因を示すの

である。普通に此の診斷によつて當然己に明かに定つてゐる治療法が導かれるのであるが、本人の特別な症狀によつては特殊の治療法が要求せられるのは勿論である。

吾人の矯正處遇も之と同じ基礎の上に立つてゐるのである、罪人はあらゆる角度から研究せらるゝのである、犯罪の素因を理解する爲めに過去の履歴を研究し、直接に犯罪の原因と見るべきものを知らんが爲めには其者の環境を研究する。而して後犯罪の主因と認めたるものゝ診斷を作製し且つ同時にその誘因をも列挙するのである。是に於て初めて本人の社會復帰の資格を作るについて必要なものを明かに知ることができるのである。次には吾人のインスティテュションが此の目的に副ふものなるや否やを確める。猶茲に止まらず、更に一步を進めて本人にその環境に復帰するに足る資格を具へしむるのみならず、本人の復帰に適するやうに環境を準備することを志すのである。其人の研究は常に其者と環境との相互作用をも含めて行はれなければならぬものである。吾人の問題は本質上社會關係の一に屬するもので、個人は其自身此關係から來る諸の影響の氣

合物に過ぎないのである。

(III)

吾人が分類のプログラムを作るまでには研究の時間を要するのであつて、此の研究は收監の後罪人及びその環境について周到に行はるゝのである。即ち醫師、精神病學者、心理學者、教誨牧師 (chaplain) 主任教師 (head teacher) 作業監督、及び社會調査家 (social investigator) 等によつて、試験せらるゝのである。

先づ醫師は體格、體質及び健康の三點から、其者の體軀の組立を研究して、體質上犯罪の原因を示すに足るような智識を獲るのである。例へば慢性病、急性疾患、毒血症、及び組織土並びに機能上の變態等である。

精神病學者は神經系の狀態、性格、精神の健全を檢査し、由て以て神經の病理、性格の缺陷、情緒の混亂衝突倒錯失調、心理作用、癲癇、癡呆等の助成的影響を示すに足る智識を得るのである。尙醫師と共力して微毒の感染及びリアル

心理學者は理解力、才能、性格、情緒の點から本人を檢

査する。特に理解力の水準體型、氣分、感情、判斷力、制止力、慾望の見地から罪人の個性を定めるのである。また主任教師と共力して文學上及び教育上の能力の程度を定め、且つ工場監督と共力して運動筋の能力、職業上の熟練を決定する。更に精神病學者及び醫師と共力して精神耗弱、體質脆弱、精神病の心理方面を決定する。之には性格上の缺陷、情緒の廢頹等を含むのである。尙記憶、觀念聯合、推理力の如き心理過程の見地から本人の水準及び型體を決定する。終りに心理學者は皮膚色、人種、國籍の點から彼の調査の結果を評價するのである。

主任教師は學識の有無及び教化の適否を檢査する。特に書讀の能力、進歩の適否、専門研究の興味の有無、社會的功名心、及び宗教的並びに半専門的職業の訓練に堪えるや否の點について研究する。

作業監督は本人の過去の職業上の履歴、現在の職業、熟練の程度、能力を研究する、特に熟練の現在の程度、希望、環境との關係を研究するのである。

教誨牧師は本人の社會的な態度、道德標準、責任觀念を

研究する。而して特に本人の從來の宗旨の關係、社會的並びに倫理的の理想、及び責任觀念の程度を檢する。且つ特に犯罪の素因或助因ともなるべき本人の精神的、道德的社會的態度關係を決定する。

社會調査家(時にベルテイロン氏一八五三—一九一四)式測定係、訓練係、指定係、或は假出獄は本人の履歴、家族の歴史、職歴、罪跡、結婚關係、財産狀態等を取調べる。且つ特に犯罪の因果關係についての影響を知り及び社會復歸の立場からその方法を定める目的で、罪人の環境並びに本人の生ひ立つた直接の周圍を研究する。上記の人々は前述の専門家に特別材料及び彼等の豫期しなかつた材料を供給するのに力めてゐる。

本人の履歴、環境との關係に關する上述の研究の結果として各専門家は各自の見地からして作られた報告書を提出するのである。

此報告書は第一に發見材料を記述し、次にこの諸材料と特殊犯罪との間に存する因果關係を解剖し、終りに之に關して特殊の矯正法を提案するのである。是に於て各自提出も指定の際には再分類の日附が定められてゐる。此再分類の時には收容者は最初の報告、追加調査、並びに新報告、及び監内に於ける向上記録と共に再び委員會に呼び出さるゝのである。此際には監獄に於ける經驗が各方面から提出せられて原案の目標即ち假出獄以前の規程及び原案の期間原案の課程及び指定が修正變更せらるゝのである。

(四)

分類會議及び部 (Board) の決定の結果として犯罪人は次に掲ぐる部一個又は數個中に類別せらるゝのである。

イ、醫療部。此部には疾病にかゝれるもの、不健康のもの、不具のもの、無能力のもの、頽老のもの、虚弱なもの、生來變質のもの等を含む。

ロ、精神病部。此部には神經質、精神病、發狂、癲癇、智能劣等、精神狀態の奇異なるもの、失調せるもの、歪屈せるもの、微毒患者、癲醉劑耽溺者、アルコール中毒者等を含む。

ハ、心理部。此部には天稟の豊かなるもの、伶俐なるもの、普通なもの、不活潑なるもの、低劣なもの、耗弱者、精神安定を缺けるもの、辯舌に巧なるもの、手工に嗜好あるもの、社交性に富めるもの等を含む。

ニ、教育部。英語以外の國語を語るもの、文育、文育に

北米合衆國ニューヤーク州の分類處遇

の報告書は摘録編集せられて完全な報告書となり、罪人自身と共に分類會議 (Classification meeting) に提出されるのである。此會議には各専門家自身出席して各自異なる立場より諸報告を聴取し、諸報告書中の不同、脱漏擅着を較量批判し、出來る丈完全に諸報告書の諸調を見出すに力める、かくして犯罪の主たる原因、助成原因の結果、矯正の方法が此委員會で定めらるゝのであつて、この決定は罪人の假出獄を許さるゝ以前に服せざるべからざる最低規程並びにその期間に關する各自専門の提案の試験的な基礎として用ひらるゝのである。この提案の目標は特殊の見地から定められ、従つて日課は特殊の指定事項に基いて作られるのである。かくして立案せられた提案は指定係に回課せられる。此指定係は右の提案の實行に關して責任を有つてゐる。指定、日課、目的に關して必要なりと認めたる變更は先づ各専門家の分類委員會によつて決定せられることゝなつてゐる。かくして終局の分類は一層精密なる研究、更に多くの材料を蒐集する爲め、且つは診斷の不完全不確實を補充する爲め延期せらるゝのである。如何なる場合に於て

近きもの、讀み書きの能力あるもの、教育を施すに堪えざるもの、大學教育に堪ふるもの、僧職に熟練したるもの等を含む。

ホ、作業部。不熟練、比較的熟練、通常大に熟練せるもの、上手、職業教育に堪ふるもの、普通職工等を含む。

ヘ、道德部。柔順なるもの、反社會的、愛他的、利己的、信任し得るもの得ざるもの、宗教的、懷疑的、服人的なるもの等を含む。

ト、社會部。有色種、本國生れの白哲種、外國産、外國人の子孫、常習犯、偶發犯、環境上不幸なるもの、貧困なるもの等を含む。

此等の分類は全くノーマルな人に在つては凡ての點から見て犯罪を行ふことは殆んどないものであるといふ假定から出發して、ノーマル以上と以下とで、相違の甚だしきものに重きを置いて行はれたものである。各收容者は通常此等の部の一或は數箇の中に明かに類別し得るもので由つて本人の犯罪の主因並びに誘因を示すことゝなるのであつて、従つてこの分類收容は收容者をして當然に豫め準備された矯正處遇の種々の方法に適應せしむることになるのである。此等の處遇の方法は次の如くのものである。

北米合衆國ニニューヤーク州の分類處遇

- 醫療—攝生、糧食、投藥、手術、運動、治療、心理解
- 剖、隔離其他。
- 教育—アメリカニवेशン、學級制教育、特殊學科
- 部門教育、僧職訓練、書籍看讀其他。
- 職業練習—職業練習、商業練習、作業其他。
- 教誨—宗教、倫理、公民教育、傳記類其他。
- 娯樂—體操、遊技、音樂、演劇、餘興、クラブ、團體其他。
- 其他。
- 社會奉仕—職業紹介、假釋放監視、寄附援助、團體聯合、家庭仲裁其他。

(五)

かゝる矯正處遇の方法は犯罪者箇人の事情、體様、必要の上から廣く實際的に凡ての受刑者に順應して行くことができるのであるから、この分類法が苟くもコレクシヨナル・インスティテュシヨンに行はれたならば、そのインスティテュシヨンに於ける矯正處遇法の缺點は直ちに明瞭になるのである。時には設備の或るものは偏重の傾きがあり、時には或るものは全く缺けてゐる場合があるのであつて、缺けたる設備を補ひ、又は偏重の傾きあるものを正しうするには是非とも此等の方法に従ひ系統的に分類し指定する努力が必要なのである。かゝるシステムによつて初めて教

育、訓練、作業に關して各受刑者並びにそのグループの特殊の要求を知り、精確に假釋放を許可すべき適當の時期を定めることができるのである。固より假釋放の爲にするかかる處遇法は最も廣き意味に於ける不定期刑を豫想せしむことは勿論である。幾多の場合に於ては犯罪者が犯罪其者の惹き起す激動、逮捕、裁判より外に取るべき方法のない偶然の出來事であることが屢々ある。多くの例に徴して矯正は箇人に於てよりも寧ろ家庭に、近隣に、更に一層廣い環境に施さるべきものであることが分明なるのである。且つ收容者の數の或定つたパーセンテージは非常なる精神耗弱の爲め、極度に反社會的になつてゐる爲め、又は身體上の缺陷其他の爲めに矯正に適しないものがある。かゝる場合に不定期刑は永久拘禁として解釋せらるべきである。前者に在つてはプロベシヨンに似たる即時の假釋放が適用せられ得るものと思ふ。

以上の方法はニュー・ヂャーシーばかりでなく他の州にも又異つた條件の下にも適用され得るものであつて、且つは信任制並びに賞表制によつて施さるゝ拘禁訓練に論理的基礎を與へ、更に又受刑者の賃金制度に對しても基礎觀念を提供することは明白であると思ふ。

(Journal of criminal law and criminology)

▲作業の生理

醫學博士 小泉 親彦

常 識 の 泉

人間の能率を増進すると云ふ事は體力を強大にし、氣力を旺盛にし、持久力と耐久力とを養ふことである。換言すれば、エネルギーを利用して作業能率の向上を圖る事で、國家的重大問題である。

然らば能率とは何かといふに、世間で云ふが如き、浪費を省くとか、節約をするると云ふ様な事ではない。率と云ふ事は對照の問題である。即ち基本的に對照することである。換言すれば、當然成し得る仕事の量であり、基本時間の測定である。從來此の仕事の量も時間の基調も明白でなかつたのを熟練の移轉と云ふ事に依つて當然成し

得る量と、時間のスタンダードとを定めることになつたのであるが、茲に余の所謂能率ではない。それから、米國の研究を直ちに日本人に當欲める事も誤である。日本と米國とはその風土を異にし、その生活を異にし、その起居を異にして精神的にも肉體的にも非常の相違ある事を忘れてはならぬ。

慮せねばならぬ。休憩さへすれば疲勞を回復して能率を上げると云ふものではない。即ち輕業の場合と重業の場合とは休憩の價値を異にする。輕業の場合には休憩を與へると、却つてエネルギーの消費量を増大して、何等疲勞の回復に資せざるのみならず、作業量を減少するものである。

最も作業能率に影響するものは榮養である。食物と能率とは密接な關係にあるに拘らず、從來餘り重要視されて居なかつたのである。同じ仕事をするにも、蛋白質脂肪、含水炭素を食した時には、エネルギーの消費量が最も少い。蛋白質を多く攝取した時が最もエネルギーの消費量が多い。エネルギーを作る爲めの食事と云ふ事を、少しも考へて居ないのが日本人の通有である。

疲勞の豫防には副腎腺の内分泌液、又は胸上腺の内分泌液、或はアドリナリンの注射が効果があるといふので、米國では盛んに研究されて居る。燐酸に砂糖を混和したのもも疲勞に對抗するものだと云はれて居る。

筋肉にも神経にも、疲勞を生じない程度に刺戟の深度及び負擔量がある。心臓の運動は永久に疲勞せぬ、之は其運動が調律的であつて、刺戟の程度が疲勞を來さざる程度であり、負擔量も亦さうであるから疲れないのである。作業に於ても工程の速度、勞動條件、刺戟の深度を考慮して疲勞を防ぐこと

勞は増して行くと思はれる。更に二十歳を境として前後の年齢を比較して見るに、十九歳以下の者は時間の進むと共に疲勞を増すと認められるに反し二十歳已上の者では此關係少しく變化して、終業後に著しく低下しない。即ち終業後の試験には疲勞の甚しくあるを示さないものである。之は他工場の試験の際も見られた處であつて、作業終了に依て氣分が大分變つた爲であると考へられる。兎も角、若年者と比較して面白い成績である。

精神反應時間は朝〇・四六八秒、正午〇・四四六秒、午後三時〇・四四九秒、終業後〇・四六四秒といふ成績である。早朝の反應時間は正午などに比し甚だ長い。之は他の工場の試験にも現れるもので、全成績判斷の標準とする事は不可能と考へられる。年少者は此試験に於て年長者より悪い成績を示して居る。

M. 織物工場

男物八端織を産す。朝六時始業午後六時終業、實作業時間十一時間、試験職工數二十名、十三歳より二十五歳迄の女工である。

注意力試験は朝九九・八正午九七・八に下り、午後三時九八・七終業後は九八・四を示す。正午の成績が最も悪い。又十九歳已下の者は作業時間の進むと共に疲勞を増す傾向がある。

精神反應時間は朝〇・四六七秒、正午〇・四四一秒、午後三時〇・四六一秒、終業後〇・四七一秒である。即ち朝はS工場の夫れの如く成績は悪い。併し午後三時終業後と漸時時間は延長して行くのが認められる。

k. 生糸工場

生糸工場中の優良工場である。午前六時始業、午後五時半終業、作業時間十時四分の一時間、試験女工數三十一名十四歳より十九歳迄の者である。

九八・四を示し概して變化は少ない。十六歳已下の者は午後及び終業後の成績が甚だ悪い。

反應試験は朝〇・四七九秒、午前十一時半〇・五一秒、午後二時〇・四九一秒、終業後〇・四五三秒か示し晝食前の成績は最も悪い。

I. 生糸工場

此工場だけは五回の試験を行つたのである。

始業午前五時四十分、終業六時半、此間に朝、晝、夕、の三食事が行はれる爲め、實作業時間は約十一時間である。

試験人員三十名、十四歳より十九歳迄の女工である。

注意力試験は始業三時間後即ち午前八時半一〇・二、午前十一時九九・七、午後二時一〇・三、午後五時一〇・二、終業後一〇・〇三を示す即ち晝食前の成績は最も悪い。反應時試験は朝〇・四五六秒、午前十一時九・九七午後二時〇・一一・三、午後五時一〇・二・三、終業後

一〇〇・三を示す即ち晝食前の成績は最も悪い。

反應時試験は朝〇・四五六秒、午前十一時〇・五二九秒、午後二時〇・五二五秒、午後五時〇・五三四秒、終業後〇・五一六秒の成績である。即ち午前八時半の反應時間に比し他の反應時間は著しく長く、作業時間と略比例し、終業後少しく短縮するを見る。終業後の短縮は年少者は著しく現はれない。

結 論

以上の成績を見て感ぜられるのは、注意力試験の成績と、反應時試験の夫れと必ずしも一致せぬ事である。之は試験の内容が異なる點である。即ち反應時試験は直接試験時の頭の具合がどうなつて居るかを知らないのであるが注意試験の方はピロン試験紙を抹消するといふ仕事に於て如何に頭の具合が變化して行くかを観るのである。而して此仕事は個人的に適不適があるのである。

生糸工場はk工場の作業時間十時四分の一時間、I工場は十一時間である。何れも五時間餘連続作業後の晝食前の疲勞が比較的高いのを認める。全體を通じて作業時間十時四分の一時間のk工場の成績は良好である。

織物工場は兩者共作業時間は十一時間である。疲勞の程度は生糸工場の成績に比較して其平均に於ても、其人數に於ても高いのである。

I工場の試験成績より見る時は、朝始業三時間目の能率は甚だ宜しい。

(科學的始末法報告書)

▲通風に關する資料

某會社に於て、職工一人が風邪に罹ると、二十四弗宛の費用が掛ることを發見したと、ケンダレン、パンニングが云つて居る。而して此風邪が通風の不良に起因することの多いのは周知の事實である。又バルチモアに在る一麥科

帽製造會社では、フタ冬の間は病者が二七・五%あることを發見した、そこで其原因を調査した結果、通風と暖房装置に缺陷のあつたことが判り、直ちに適當な通風装置を施設した所が、夫れが七%に減少したといふことである。

能率に於て四%増進の豫算を立てたら之を僅少であるとなす人もあるかも知れないが、試みに其會社に百人の書記が働いて居て、一人平均年額六百圓の俸給を支給して居るものとする、百人に對する俸給年額は六〇、〇〇〇圓となり、其四%は二、四〇〇圓となつて是を文ければ入念に通風装置を施設することが出来るのである。

事務所は未だ舊式の建物に設置されて居ることが多い。従て通風装置のしてないことが面倒である場合、全然通風装置のないより、間に合せ装置でもあつて居る方がよい。夫れに就て一言を費すことも徒事ではなからう。

第一は電氣扇である。流動して居る空氣は、停滯して居る空氣に優つて居ることは從來既に實證されて居る。電氣扇の一つの缺點は、或場合には塵埃までも煽つて仕舞ふ點である。

次に通風窓である、普通の窓を直ちに通風口として使用したのでは十分でない。併し、通風窓には冷かな空氣を上方に向ける装置がある。窓を數吋程開け放しにして置いて、新鮮な空氣を迎へ入れる、新鮮な空氣は必ずしも純

潔な空氣ではない。大都市に於ては殊に此感が深い。此種の通風窓に就ては他の問題が起る。即ち寒天には窓際で仕事をして居る従業員が、窓を閉めて通風を止めることである。最も有効な間に合せの通風装置は簡單な排氣扇であらう。之に依つて室内の停滯空氣を排除するのである。此際停滯空氣は、他の空氣と交代しなければならぬ。即ち他の空氣は一箇所から澤山に這入つて、不快の感を與へるやうなことなく、

外部から少し宛這入つて來るやうにしなければならぬ。

比較的安價な通風装置は、外部から新鮮な空氣を吸込ませて、之をスチーμ線の上を通らせ、室内に這入る迄に之を温めるやうな装置である。如斯装置は、一〇〇人位收容してある。事務室を温め乍ら通風することが出来る、而かも費用は比較的少額で済む。

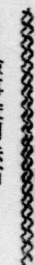
(科學的始末法報告書)

大正十二年七月中入出監竝月末在監人員 (△ハ減)

受 考	越 員		入 監		出 監		現 員		前月末日		前年同月		増 減	
	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男
受 考	10,101	5,111	2,766	2,267	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111
刑事被告人	2,965	1,432	2,494	1,245	3,065	1,514	3,065	1,514	3,065	1,514	3,065	1,514	3,065	1,514
勞役場留置者	3,165	1,629	1,616	811	3,965	2,000	3,965	2,000	3,965	2,000	3,965	2,000	3,965	2,000
乳 兒	13	7	3	2	9	5	9	5	9	5	9	5	9	5
總 計	10,101	5,111	2,766	2,267	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111
備 考	10,101	5,111	2,766	2,267	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111	10,174	5,111
内朝鮮人受刑者	男 292人	女 4人	刑事被告人	男 17人	支人受刑者	男 46人	伊人受刑者	男 1人	葡人受刑者	男 1人	アリ			
刑事被告人	五人	露人受刑者	男 二人											

叙任

叙任



叙高等官四等	同	富樫源治	同	淺田彰齋
(各通)	典獄	富樫源治	同	中矢豊久
叙高等官五等	典獄	河邊湛然	同	小俣省一郎
(各通)	典獄	河邊湛然	同	大谷靜夫
叙高等官六等	典獄	長山始	同	
(各通)	典獄	長山始	同	
叙高等官三等	典獄	井上金次郎	同	
(各通)	典獄	青木七太郎	同	
叙高等官二等	典獄	向島鐵之助	同	
(各通)	典獄	七戸大助	同	
叙高等官一等	典獄	北崎唯次郎	同	
(各通)	典獄	北崎唯次郎	同	
叙高等官四等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官五等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官六等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官七等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官八等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官九等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官十等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官十一等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官十二等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官十三等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官十四等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官十五等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官十六等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官十七等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官十八等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官十九等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官二十等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官二十一等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官二十二等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官二十三等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官二十四等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官二十五等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官二十六等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官二十七等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官二十八等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官二十九等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官三十等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官三十一等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官三十二等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官三十三等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官三十四等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官三十五等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官三十六等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官三十七等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官三十八等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官三十九等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官四十等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官四十一等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官四十二等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官四十三等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官四十四等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	
叙高等官四十五等	典獄	保健技師	同	
(各通)	典獄	保健技師	同	
叙高等官四十六等	典獄	青山時三郎	同	
(各通)	典獄	到津要	同	
叙高等官四十七等	典獄	池田渡吉	同	
(各通)	典獄	土川種次郎	同	
叙高等官四十八等	典獄	草野勝之助	同	
(各通)	典獄	場生松勝介	同	
叙高等官四十九等	典獄	平川浩一	同	
(各通)	典獄	北林大壽	同	
叙高等官五十等	典獄	櫻井謙三	同	
(各通)	典獄	櫻井謙三	同	

叙任

四級俸下賜	同	鬼頭豊隆	命小倉刑務所勤務
七級俸下賜	司法省衛生官	芥川信	同 上路甚三郎(松山)
八級俸下賜	檢事	正木亮	命松山刑務所勤務
任保健技師九級俸下賜	齋藤知夫		同 三浦秀文(青森)
命十勝刑務所勤務	檢事	木寺亨重	任看守長給月五十三圓
任典獄叙高等官三等三級俸下	從六位勳六等	引野信夫	命函館刑務所勤務
賜補札幌刑務所長	同	柏木幸平	保健技師 布施千代雄(十勝)
(各通)	同	本多理三郎	依願免本官
叙勳五等授瑞寶章	同	西野十介(宮崎)	任看守長給月五十七圓
給月六十七圓	看守長	下川彌八(同)	命山口刑務所勤務
給七級俸	同	大曲利八(同)	看守長 生田一雄
給月六十三圓	同	財津壽郎(同)	司法屬 野尻一
給月五十七圓	同	米村直次郎(熊本)	給八級俸
任看守長給八級俸	同		同 村田巖彦
給五級俸	同		同 上田茂登治
給三級俸	同		同 飯島藤作



訓令通牒

●司法省訓令第十一號(大正十二年八月十五日司法大臣)

刑務所

ヘルメット帽ノ製式等ノ左通定ム
天然キルクヲ以テ帽體トシ表鼠色スレーキ
帽體及地質
裏草色キヤラコヲ以テ之ヲ覆フ

式 鼠色幅一寸ノ帶ヲ纏ヒ後部ニ之ヲ結フ

左右兩側ニ各徑二箇一分五厘上頂部ニ徑七分ノ通風孔ヲ穿テ上頂部ニハ弧月形ノ下部
ニ通風孔四箇ヲ設ケタルモノニテ之ヲ覆フ
尙内側ニ通風設備ヲ爲ス

褐色幅四分伸縮自在ノ頭紐ヲ付シ其ノ兩端
ハ左右ノ兩内側ニテ眞鍮金具ヲ以テ留ム

徽 章 服制ニ定メタル帽徽章ヲ前方中央ニ附著ス
形 狀 圖ノ如シ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(圖ハ略ス)

●司法省訓令第十二號(大正十二年八月十五日司法大臣)

明治廿九年十一月内務省訓令第十號典獄、看守長、看守服
裝規則中左ノ如ク改ム

●鐵道省告示第百五十八號(大正十二年八月二十一日鐵道大臣)

大正九年十月鐵道省告示第九十九號國有鐵道旅客及荷物
運送規則中左ノ通改正シ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施
行ス

第六十三條中「免囚保護會等ニテ救護ヲ受クル者」ヲ「矯正
院、免囚保護會等ニテ救護又ハ保護ヲ受クル者」ニ改ム

司法省 行刑局 第一三二八號(大正十二年八月二十二日)
行刑局長通牒

刑務所長宛 十八歳未満處遇者食糧増加給與ノ件依命通牒

受刑者食糧給與手續ハ近ク之ヲ改正スル計畫ナルモ、差違
リ十八歳未満ノ心身發育期ノ受刑者ニ對スル食糧ニシテ
七等以下ノモノニ就テハ各一等級ヲ増加給與スヘク尙二
十歳未満ノ受刑者ニシテ十八歳未満ノ處遇ヲ爲ス場合ニ
於テモ亦同様御取扱相成度候

司法省 行刑局 第一三二六號(大正十二年八月二十二日)
行刑局長通牒

市ヶ谷、宇都宮、山形、福岡、廣島、(各刑務所長宛
名古屋、長野、静岡、山口、岡山、) 各刑務所長宛

活動寫眞ヲ教化ニ利用シテヨリ其ノ效果顯著ナルモノト
活動寫眞ヲ支所ニ施行ノ件通牒

市ヶ谷、宇都宮、山形、福岡、廣島、(各刑務所長宛
名古屋、長野、静岡、山口、岡山、) 各刑務所長宛

活動寫眞ヲ教化ニ利用シテヨリ其ノ效果顯著ナルモノト
活動寫眞ヲ支所ニ施行ノ件通牒

市ヶ谷、宇都宮、山形、福岡、廣島、(各刑務所長宛
名古屋、長野、静岡、山口、岡山、) 各刑務所長宛

活動寫眞ヲ教化ニ利用シテヨリ其ノ效果顯著ナルモノト
活動寫眞ヲ支所ニ施行ノ件通牒

市ヶ谷、宇都宮、山形、福岡、廣島、(各刑務所長宛
名古屋、長野、静岡、山口、岡山、) 各刑務所長宛

活動寫眞ヲ教化ニ利用シテヨリ其ノ效果顯著ナルモノト
活動寫眞ヲ支所ニ施行ノ件通牒

市ヶ谷、宇都宮、山形、福岡、廣島、(各刑務所長宛
名古屋、長野、静岡、山口、岡山、) 各刑務所長宛

活動寫眞ヲ教化ニ利用シテヨリ其ノ效果顯著ナルモノト
活動寫眞ヲ支所ニ施行ノ件通牒

第十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第十三條ノ二 ヘルメット帽ハ炎暑ノ際日光ノ直射スル
場所ニ於テ保護勤務ニ従事スル看守ニ限
リ雨天ノ際ヲ除キ之ヲ着用スルコトヲ得

第十四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
短刀ハ保護助手、事務看守並銃携帯ノ巡
警、居房検査、病舎勤務ニ従事スル看守ハ
限り之ヲ着用スルコトヲ得

建築、護送、機械作業場及設備外勤務等ハ
従事スル看守ハ特ニ必要アル場合ニ限り
之ヲ着用スルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●司法省行刑第一二九四號(大正十二年八月十日)
行刑局長

看守部長ノ刀及刀緒ノ件依命通牒

看守部長ト看守ノ階級ノ區別ヲ外觀上ニ明カニシ以テ看
守長ニ亞クノ待遇並職務上ノ觀念ヲ明瞭ナラシムル爲看
守部長用刀緒及短刀緒ハ黒革トシ刀(長刀ヲ謂フ)ハ實用
ヲ損セサル程度ニ於テ刀身ヲ細身ニシ刀柄及鞘ノ幅、厚
サ、長サヲ適當ニ縮少シ實用ニ體裁トシ兼備スル様改造シ
テ貸與相成度候

但服制ニ依ル最小限度ノ長サヲ下ルコトヲ得サルコト並
乗馬用ノモノハ特ニ長サヲ縮少スル必要ナキ義ハ勿論ニ
有之候

認メラルルヲ以テ從來本所ニ限り施行致置候ヲ今後大
ル支所ニ迄擴張シ施行致度 思料致候條昨年十一月四日行
甲第一六三九號通牒(但シ左記五項ノ一及二號ヲ除ク)ノ
通施行スルハ勿論ニ有之候ヘトモ差迫リ貴所「支所
ニ於テ映畫場ニ於ケル電燈ヲ急設相成候様 御取計相成度
其ノ施設完了ノ上ハ晝間又ハ夜間映寫ニ適當ナル時刻ヲ
定メ速ニ報告相成度候尙 又點燈施設ニハ可成配賦豫算ノ
範圍内ニ於テ施行相成候様御配慮相成度候

前記「ノ内ニハ左ノ通記入

市ヶ谷刑務所長宛ノ分ニハ「八王子」

宇都宮刑務所長宛ノ分ニハ「栃木」

山形刑務所長宛ノ分ニハ「米澤」

福岡刑務所長宛ノ分ニハ「久留米」

廣島刑務所長宛ノ分ニハ「三次及尾道」

名古屋刑務所長宛ノ分ニハ「岡崎」

長野刑務所長宛ノ分ニハ「松本」

静岡刑務所長宛ノ分ニハ「濱松」

山口刑務所長宛ノ分ニハ「下關」

岡山刑務所長宛ノ分ニハ「津山」

市ヶ谷刑務所長宛ノ分ニハ「八王子」

宇都宮刑務所長宛ノ分ニハ「栃木」

山形刑務所長宛ノ分ニハ「米澤」

福岡刑務所長宛ノ分ニハ「久留米」

廣島刑務所長宛ノ分ニハ「三次及尾道」

名古屋刑務所長宛ノ分ニハ「岡崎」

長野刑務所長宛ノ分ニハ「松本」

静岡刑務所長宛ノ分ニハ「濱松」

山口刑務所長宛ノ分ニハ「下關」

彙報

第十一回釋放者保護事業

講習會延期

輔成會では九月三日より例年の通り講習會を開催の爲め萬端準備を整へてゐたが去る一日の地震の爲めに東京地方の災害甚しく交通は杜絶し地方より講習員の上京不可能となりしを以て無期延期となすこととした

刑務教誨練習所休講

東西本願寺主催の刑務教誨練習所は今回の震災のため當分休講せるも十月一日より開始することになつた

震災概況

帝都の四刑務所及び横濱浦和の二刑務所は此の未曾有の災害の渦中に投ぜられた、吾々は先づ此等の刑務所の災害の概略を會員諸君に一時も

集鴨刑務所

死傷者

受刑者並びに職員中に死傷者一人もなし

建造物

一、收容房は龜裂を生じ一時收容不安の状態となる。

周囲の煉瓦塀八ヶ所崩壊

ハ、事務室其他備付の書棚等は殆んど崩壊す

當所に於ても軍隊の應援を受け警備す

豊多摩刑務所

死傷者

一、受刑者死亡一名、負傷者なし

職員

ロ、職員、死者なし重傷二名

建造物

一、外國の煉瓦塀の倒潰七ヶ所

倉庫、領置品倉庫一棟倒潰用

度作業倉庫一棟半潰、塵芥焼却場一棟倒潰

事務所工場監房教誨堂其他官舎等は屋根陥落破壊及び龜裂を

早く知らず爲めに茲に司法省に送付せられた各所の報告書の中から左の諸點を抜萃して掲ぐることにする。特に逃走者一名もなかりしことは此の報告に當る記者の最も光榮とし最謝するところである。(記者)

小菅刑務所

死傷者

受刑者三名壓死同負傷者十三名内四名は重傷にして其の一名は生命危篤

職員

職員は死者なし同負傷者看守一名にして重傷

建造物

一、倒潰したる建物 外國舞角隔五箇の少部分を除く、工場十四棟

煉瓦工場煙突

炊所煙突

耕耘夫詰所一棟

物置一棟

用度作業倉庫二棟

自轉車修繕所一棟

ロ、龜裂を生じ傾斜したる建物

收容房 五棟

病室 一棟

教誨堂 一棟

放所 一棟

領置倉庫 一棟

文書倉庫 一棟

物置 一棟

ハ、その他に建物に於ても破損多し、又土地に龜裂を生じ一尺餘噴水せる箇所あり

災害に對する處置

軍隊よりは應援隊を派遣し同所を警備す受刑者は房内整理の上收容し得るだけ收容し殘部分はバラツク式の建物を急造し之に收容する見込

市谷刑務所

一、外壁の一部倒潰したる他被害比較的輕微

死傷者なし

軍隊應援警備

四、歸所したる受刑者中の約半数は軍艦夕張にて名古屋刑務所に移送し他は營繕その他の作業に就業中

浦和刑務所

死傷者

一、受刑者の重傷五名(中一名は治療後死亡)輕傷十名

治療後死亡)輕傷十名

職員

ロ、職員の死傷なし

建造物

事務所二階建一棟倒潰、同平家建半壊一棟、工場は二ヶ工場を除く

外倒潰

會報

松井和義氏常務理事に就任

北島氏逝去後松井理事は刑務協會並びに輔成會常務理事となれり

第十五回刑務官練習所開始

今回の大震災の爲め在京刑務所其他は甚大なる被害を被れり。之れに對する應急の施設乃至處置戒護等の實務を練習せば學ぶ所多大なるものあるべきを以て本月十一日より開催する第十五回刑務官練習所は内地刑務所より入所すべき刑務官を上京入所せしめ被害の大なる刑務所(約一ヶ月間夫々分派し實務を練習せしめ一面戒護の應援を爲さしむることに決定し豫定の通り練習所を開始したり但し學科目は實務練習を終へたる上開始すべき豫定なりとす。

本會階上貸與

震災に際し全部の建造物を火災に遭ひたる會計検査院の爲めに本會の階上全部を同院假事務室に階下の一室には食糧局に貸與するとにした。

刑務所巡回映寫

左記の日記によりてそれぞれの刑務所を巡回映寫せり之れにて全刑務所の第二回映寫を終る。

- 福島(八月十四日) 山形(十五日)
 - 秋田(十六日) 青森(十七日) 函館(十八日) 札幌(二十日) 旭川(二十一日) 網走(二十三日) 釧路支所(二十五日) 十勝(二十六日) 盛岡(少年刑務所とも)(二十八日) 宮城(二十九日) 宇都宮(三十日) 栃木支所(三十一日)
- 因みに活動寫眞を教化に利用したる實蹟に依れば其効果顯著なるを以て之を従來の本所に限らず支所の内大なるもの即ち左記列擧の支所には之を施行することに決定した。(通牒欄參照)
- 八王子、栃木、米澤、久留米、三次、尾道、岡崎、松本、濱松、下關、津山

謹告

今回の震災に際し早速御見舞に預り奉深謝候幸ひ本會建造物は屋根瓦の全部の破損と壁の龜裂數十個所の被害ありしに止まり、職員一同無事に有之候先づは不取敢御禮申述候

敬具

大正十二年九月

刑務協會 輔成會

定價表	廣告	科	注
六冊(稅共) 金壹圓貳拾錢	五號活字半段一行 金壹圓四拾錢	普通一頁 金拾圓	●御注文はすべて前金のこと 振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし 口座は東京郵五〇五九番刑務協會とする 御注文の際は必ず送附先明記のこと、従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし

明治三十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十二年九月十九日印刷 納本
大正十二年九月二十日發行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 松井和義
印刷人 磯村政富
印刷所 東京市牛込區早稻田鶴卷町四三六
高橋印刷所
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地
電話銀座二三四四、三八二五番
東京市四谷區左門町七拾貳番地
東京書院

